平成28年第8回平群町議会 定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成28年12月13日	
招集の場所	平群町議会議場	
開会(開議)	12月13日午前9時0分宣告(第2日)
	1番 山 本 隆 史 2	番 城 内 敏 之
	3番 井 戸 太 郎 4	番森田勝
	5番 稲 月 敏 子 6	番 植 田 いずみ
出席議員	7番 山 口 昌 亮 8	番 山 田 仁 樹
	9番髙幣幸生 10	番 窪 和 子
	11番 下 中 一 郎 12	番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	なし	
	町 長	岩 﨑 万 勉
	副 町 長	中 島 伊三郎
	教 育 長	岡 弘 明
	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章
	理事	岡 田 守 男
	理事(政策推進課長)	大 浦 孝 夫
	理事(総務防災課長)	経堂裕士
	理事(教育委員会総務課長)	西本勉
	理事(上下水道課長)	島 野 千 洋
	税 務 課 長	西脇洋貴
地方自治法第121条	住民生活課長	中 村 九 啓
第1項の規定により 説明のため出席	健康保險課長	辰 巳 育 弘
した者の職氏名	福祉課長	今 田 良 弘
	観光産業課長	西 勝 三
	都市建設課長	寺 口 嘉 彦
	総務防災課参事	橋 本 雅 至
	教育委員会総務課参事	松村嘉容
	政策推進課主幹	山 﨑 孔 史
	政策推進課主幹	福井伸幸
	総務防災課主幹	川西貴通
	住民生活課主幹	浅 井 利 育
	健康保険課主幹	乾 充 喜
	健康保険課主幹	南 佳 子

地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	観光産業課主幹	寺	П	浩	代
	観光産業課主幹	酒	井	智	志
	都市建設課主幹	浦	井	久	嘉
	教育委員会総務課主幹	田	中	伸	明
	中央公民館館長	田	中	裕	美
	上下水道課主幹	西	П	容	弘
本会議に職務の	議会事務局長	上	田	昌	弘
ため出席した者	主幹		橋	恭	世
の職氏名	主 任	竹	村		恵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のと	こおり幸	とと しょうしゅう とうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	った。	

平成28年第8回(12月) 平群町議会定例会議事日程(第2号)

> 平成28年12月13日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏 名		質問要旨
1	2番	城内 敏之	1	まち・ひと・しごと創生総合戦略について
			2	平群町国民健康保険データヘルス計画について
2	9番	髙幣 幸生	1	ええやんか平群、親子孫の隣近同居に助成を。
			2	国民文化祭の準備、その後のPRと進展状況は。
3	5番	稲月 敏子	1	住民生活を脅かすことのないメガソーラー開発ルー
				ルを
			2	水道管の漏水トラブルについて
			3	人家付近に出没するイノシシ対策について
4	4番	森田 勝	1	基幹産業の農業の振興策は
			2	上庄地区工業ゾーンへの進出企業は
			3	中央公園内のサブグラウンド利用促進を
5	6番	植田 いずみ	1	就学前の眼科検診について
			2	就学援助制度の入学準備金を入学前支給に
			3	東山駅にエレベーター設置を
6	7番	山口 昌亮	1	農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善を
			2	ゆめさとこども園南側歩道の国道までの延長を
			3	椿井地区へのコーナン開発予定地について
			4	国保税率をめぐる問題について

○議長

皆様、おはようございます。

町長より、上下水道課の川口主幹が忌引により本日とあすの2日間、本会議 を欠席する旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第8回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。はい、城内君。

○ 2 番

おはようございます。早速テーマは二つ、質問を読み上げさせていただきます。

平群町では、本年3月に将来展望人口を設定した平群町人口ビジョンと人口減少克服に向けた、今後5カ年の施策の動向性を定めた平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。この計画は国における、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や、政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を踏まえ、平群町における人口減少と地域経済縮小の克服を目指し策定されたものであり、幅広い分野における今後のまちづくりの取り組みが記されています。私は、この計画の目指すべき方向性は十分共感しておりますが、5カ年といった短いスパンで、真に平群町の創生が実現できるかどうかについて、その実効性について質問させていただきます。

一つ目は、空き家バンクの実情についてであります。

人口ビジョンで定めた目標人口を達成するためには、合計特殊出生率の向上 と生産年齢人口の移動率を向上させることであります。総合戦略では、定住促 進の施策として、定住促進奨励金の交付とあわせ、空き家の活用が掲げられて います。本町における空き家バンクが実情としてどのように機能しているのか、 また目指すべき方向についてお尋ねいたします。

二つ目は、総合戦略に掲げられている各施策で、特に重視しているのはどの 事業分野であるかです。

総合戦略で掲げられた各施策は、どれも重要な施策分野であり、それらに全てが平群創生への施策であると認識しております。しかしながら、今後5カ年という限られた期間で成果を上げていくために、あれもこれもの事業実施ではなく、財政状況を見据えた上で、どの分野、どの施策に重きを置いて展開するかが重要となってきます。町の考えをお尋ねします。

具体的には四つの基本目標として掲げられている、「1、若者が住める、住みたくなるまちをつくる」「2、子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」「3、新たな雇用と交流をつくる」「4、地域を守り、地域をつなぐ」について、町として主体的にどのような戦略により、またそれぞれの基本目標に記されている講ずべき施策に関する基本的方向と符合するように各施策を展開するのか、お聞きいたします。

大きな二つ目の質問は、平群町国民健康保険データヘルス計画についてお聞きします。

ことし6月に作成されたデータヘルス計画には、特定健診の実施や診療報酬 明細書などの電子化の進展、国保データシステム、健診・医療・介護のデータ などの整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の 健康課題を分析、保険事業の評価等を行うための基盤整備が進んできています。 こうした中、日本再興戦略においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト 等 の デ ー タ の 分 析 、 そ れ に 基 づ く 加 入 者 の 健 康 保 持 増 進 の た め の 事 業 計 画 と し て「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求める とともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。」とされていま す。保険者がレセプトなどを活用した保健事業を推進することとされています。 これまでも特定健康診査実施計画の策定や見直しの中で、レセプトや健診結果 情報を活用したりはしていましたが、「このたびデータヘルス計画を定め、平群 町の国保被保険者の実態を明らかにし、生活習慣病対策を被保険者とともに行 うことで、健康づくりや介護予防づくりに努めていくものであります」とあり ます。要するに、どんどん膨らむ国保の費用を早目の検診、早目の治療で病が 進んでからの治療代よりも安くするようにするための施策かと素人並みの解釈 をしました。

さて、質問ですが、質問のよしあしを余り恥じずにお聞きしたいので、よろ しくお願いします。

質問の一つは、個人の健康に関するデータが全て系統的に管理され、治療に

有効に使えることに対しては、よい試みだと思う反面、情報漏れや悪用されないかとの不安が抑え切れないのですが、その点は大丈夫なのか確認させてください。

次、平群町では、それがどのように保管され、またどのように利用されているものでしょうか。また、発行された冊子の1ページには、基本的な考えが図示されていますが、その真ん中にあるのは未受診者への勧奨とありますが、健診を受けない人、あるいは受けたくない人に勧める意味はどこにあるのでしょうか。国保税が高くなる話がありますが、健診とのかかわりはどこにあるのでしょうか。

また、特定健康診査について質問させていただきます。

平群町内でも地区によって受診率の差があるとのことですが、その原因の把握と対策をお持ちでしょうか。また平群町の特徴として、HbA1c、これはヘモグロビンの一種と聞いていますが、と収縮時血圧の数値が目立つとありますが、共通して考える答えは何でしょうか。また、未受診者の中にも、それらの生活習慣病の人がいると考えていいのでしょうか。

先ほども述べましたが、健診を嫌がる人に健診をしてほしいという意味はど ういうことか、以上についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、城内議員の大きな1点目でございます。まち・ひと・しごと創生 総合戦略についてお答え申し上げます。

本町では、国の長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を受け、 国と地方が一体となって地方創生に取り組むべき基本的な考え方を踏まえて、 本年3月に平群町人口ビジョンと平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策 定いたしました。これらについて、議員より多岐にわたりまして御質問いただ いている事項でございますので、少し長くなりますが、順次御回答させていた だきます。

まず、人口ビジョンについてでございます。

人口ビジョンで設定をいたしました合計特殊出生率は、現状の1.07を、 平成52年には2.07に向上するとしております。また、生産年齢層の移動 率でございますが、平成32年で現状より47人の増加、平成42年では31 7人の増加としているところでございます。このような人口ビジョンの人口を 実現するには、言うまでもなく定住化の施策が重要でございます。本町では、 平成25年12月に定住促進奨励交付金制度を創設したところでございます。 そして、その問題に対応してまいったところでございます。

今回、策定いたしました創生総合戦略では、定住促進施策といたしまして、 奨励金の交付とあわせ、空き家バンク制度を柱としております。議員御指摘の とおり、空き家バンク制度の現状については、需要と供給のマッチングがまだ まだ十分とは言えない状況でございますが、今後、空き家の供給の掘り起こし を積極的に行いまして、登録件数の充実に努めてまいりたいというふうに考え ております。

次に、総合戦略に関連しての御質問でございます。

総合戦略に掲げられている各種の施策の展開についてでございますが、基本目標の1点目でございます「若者が住みたくなるまちをつくる」では、その数値目標といたしまして、本戦略の肝となる定住化の人数を目標値に設定をしておるところでございます。それを進める各種施策の展開をまた具体的に掲げておるところでございます。一つ目の御質問でもございましたが、定住化促進奨励金、空き家バンクが直接的な施策でございます。これを効果的に実施するためには、町のブランドイメージであります「HEGURich」の良好な暮らしを広く認知していただくためのアピールやプロモーション事業の展開が不可欠であります。このイメージにつきましても、定住化促進の一翼を担う施策として、今後展開をしてまいりたいと考えております。

御質問の2点目でございました、基本目標の「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」におきましては、その数値目標といたしまして、合計特殊出生率、出生数を設定しております。それを実現するため、御承知の子ども医療費や学童保育などの子育て施策の充実、また子ども読書活動の推進や不登校児支援、学校ALTの配置、小中学校施設の整備など、児童・生徒が各成長時点に応じたきめの細かな教育支援を実施することが、小さな町での大きな教育の推進を目指すものであります。また、特に男性の育児参加や男女共同参画の推進といった、誰もが仕事と家庭の調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現を町としても発信をしてまいりたいと考えております。

次に、基本目標の3点目に関連してでございますが、「新たな雇用と交流をつくる」という目標でございます。商業・製造業の従事者数や観光客数を数値目標と、これも設定しております。町内での雇用創出の場といたしまして、企業誘致や就農希望者の受け入れ、特産品の開発といった雇用の場の創出や環境事業を推進することにより、来訪者の増加を具体的な内容としておるところでございます。

次に、基本目標の4点目でございますが、「地域を守り、地域をつなぐ」では、 これまでの転入者数の増加とは別に、特に平群町から転出される住民の方を、 それをいかに食いとめることを主眼とした各施策を掲げておるところでございます。その数値目標といたしましては、町の現状についての満足度を数値目標に設定しております。身近な拠点づくりや安心・安全な地域づくりは、子どもから高齢者まで住みなれた地域で安心して暮らし続ける環境をソフト・ハード面から推進するものでございます。ここでの身近な拠点と申しますのは、中央公民館や現在建設計画中でございます(仮称)文化センター・図書館のことであり、これらの施設を拠点とした各種コミュニティー活動を促進するものでございます。

今、申し上げました四つの大きな基本目標に対応した内容につきまして御回答させていただきましたが、地方創生、定住促進といった人口対策というものは、一足飛びになかなか実現できるものではございません。それにあわせまして、本町が誇れる魅力ある施設や特色ある自然環境、心豊かで人と人との温かいつながりなどをそれぞれの町の魅力として最大限に活用し、若者世代の定住意識を喚起するような施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

城内君。

○ 2 番

いろいろお聞きしましたが、私はやはり住宅にあると考えます。私自身に振り返って考えてみますと、使わなくなった住宅が私にあったとしても、やはり他人に貸す気にはなれません。出てほしいときに出てくれるのかなとか、ひどい使われ方で家の中にいろんなダメージを受けるのではないかとの小心者とも言える気持ちがあることが否めないからです。

ここで、この秋に岡山県奈義町に議員研修として連れていってもらった経験をお話ししたいと思います。議長の許可を得ましてお配りしているのは、そのときにいただいた資料の一部をコピーしたものです。この資料によりますと、入居が平成23年に始まって、昨年27年3月までの4年間に81戸分の家を提供しておられます。工事期間などを逆算しますと、21年ごろから計画され、22年に工事や募集が始まったのではないかと考えられますが、27年3月に残り3戸の実績になっていますから、多分今はもう満室になっているでしょう。5年余りですばらしい業績だと思いました。若者向け住宅21戸満室、21世帯、59人が生活をしていますから、今は若い世代ですから少し人数はふえているんじゃないでしょうか。

現在では、平群町では経済的に実現しにくい、やるなら何かの経費を削って

考えないといけないでしょうが、建設会社と契約を結ぶような方法で協力を得るのも一つの方法かと思います。ちなみに、この表の2枚目の中央下部に書いていますが、グリーンビレッジ12戸分の総金額が2億6,000万余り、12で割ると1戸当たり2,200万円ぐらいです。素人ですので高いか安いかわかりませんが、そういうあれで非常に効率の高い実績を残しておられますので、参考にされてはいかがと思いますし、考えていただきたいとお願いしたいと思います。

合計特殊出生率の向上という、まあ、言うて悪いですけど、コウノトリのおいでを待つような、ある意味、僥倖を狙ったものではなく、青年向け住宅のような実際的な計画が欲しいと考えています。また、先日、平群出身の若者と話をする機会がありまして、いろいろ話をしたんですが、親が平群にいるからいずれ帰らないといけないと考えている人が、自分以外にもたくさんいると聞きました。実際に実家に帰るのではなく、いわゆるスープの冷めぬ距離を離して、自分の家にして帰りたいということを言っておりました。まさに青年向け住宅の開発はうってつけと思います。

ほかに、次の提案としては、平群小学校の若者にアピールして、ふるさと回帰を促すのはいかがでしょうか。結婚適齢期の人たちを対象にした平群4小学校合同同窓会などはいかがでしょう。私の経験からも、また人から聞いた話でも、小学校の同窓会は割と集まりにくいと。集まっても卒業直後の中学生ばかりがおると。それからあとは、ずんと年をとった人が懐かしくなって集まってきているという状況だそうです。そこで、人数が少ないのなら、4小学校合同で集めたら、そこそこの人数が集まるだろうし、新しいカップルも期待できるのではないでしょうか。ぜひ一度考えていただきたいと提言して、私のこれに関する質問は終わりたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、城内議員の大きな2点目、平群町国民健康保険データヘルス計画 についての御質問でございます。二つ御質問をいただいております。

まず、一つ目の平群町国民健康保険データヘルス計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の個人の健康に関するデータの情報の漏えいですね。悪用されないかの不安があることについてですが、このシステムは、国保中央会が各都道府県の国保連合会と連携し構築されたものであり、システム自身が市町村や協会けんぽなどの保険者しか見れません。また、システムの利用時はIDとパ

スワードによって管理され、国、県、同規模市町村とのデータの比較の際も、 該当する保険者しか個人名を特定することはできません。

2点目の平群町ではどのように管理され、どのように活用されているということですが、システムは本庁とプリズムへぐりの健康保険課に設置されております。ホームページでも既に公開しているほか、その内容を毎月広報でも掲載をしております。また、内容を地域の出前健康教育やプリズムへぐりで行われる各種健康教育、会議の場で活用しております。

3点目の未受診者に勧奨する意味ですが、未受診者の中には症状が出るまで 病状を抱えていたり、早期発見すれば治せる病気を知らないで過ごしたり、暴 飲暴食等を行って病気を進行させてしまう方がいらっしゃいます。予防にまさ る治療なしと言われているように、まず症状が出る前に自分の体を知ることが 大切であると考えます。

4点目の国保税と健診のかかわりですが、そもそも平群町では、1人当たりの医療費が国や県より高いです。平成24年度から26年度のデータのうち、健診を受けた人と受けなかった人では、入院では1.2倍から1.3倍、外来では1.2倍から1.4倍、歯科では1.1倍から1.2倍に、未受診者の方が医療費が高いという結果が出ております。健診を受けて、たとえ異常が見つかったとしても、早期発見、早期治療によって健康寿命を延ばし、ひいては医療費を下げることができます。高齢化はとめられないとしても、医療費を下げる可能性は、一人一人が自分の体は自分で守るという姿勢がとても重要であると考えています。

続きまして、二つ目の特定健診についての質問でございます。

まず、1点目の受診率に差があるということですが、役場のある吉新地区、プリズムへぐりのある西宮地区は、ほかの地域に比べてやや高い傾向にありました。また、同じ山間地域でも受診率に差があります。現在、出前健康教育として、年間約50回、1,000名を超える方の地域に出向いて健康教育や体力測定などを実施していますが、今後も自治会や長寿会、婦人会等の地区組織と協働して町全体の受診率が上がるように努力してまいります。

2点目の糖尿病を診断するヘモグロビンA1cと上の血圧である収縮期血圧が高い点ですが、平群町だけの健康課題ではなく、国内で糖尿病や高血圧等の血管性の病気の方がふえております。その入り口になりやすい肥満に特化したメタボ健診、特定健康診査を実施しております。こうした疾病は、栄養や運動などの生活習慣が大きく影響していることから、保健指導や教室を行って予防に努めてまいります。

三つ目の未受診者の中にもそうした人が多いのではないかという質問です

が、まさにそのとおりだと思っております。実際、新規受診者の方に要医療や 要治療と診断される方が多いです。よって、受診率が上がっても、要医療・要 治療者が減らない原因にもなっています。さらに、受診者がふえて、がん検診 でもそうですが、まず受診率が50%以上にならないと検診と医療費の効果は 低下はできないと言われています。

次に、4点目の嫌だという人に健診をさせたいという理由ですが、自分の健康は自分で守るのが基本でありますから、守るためにはまず健診を受けて自分の体を知ることが大切だと考えます。生きていく中で病気になることは避けて通れないことですけども、個人的にも社会的にも経済的にも、予防に努力していただくことが最も大切だと考えています。

以上です。

○議長

城内君。

○ 2 番

ありがとうございました。要するに、今のあれでは、とにかく健康診査を受けて、早く見つけて早く治療にかかったほうが、病気になって、どないもしゃあないようになってからかかる医療費よりも安いから、そうあってほしいというふうにとりましたが、それでよろしゅうございますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、議員お述べのようにですね、重症化になってからではかなり医療費も高うございます。現在、高度医療というのが進んでおりましてですね、確かに大金がかかるようでございます。やはり日ごろから健康管理を自分で身につけていただきましてですね、できるだけ重症化にならないような対策というのは、個人個人で考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長

城内君。

○ 2 番

確かに、高度な医療が非常によくなってる反面、非常に高くなって、オプジーボでしたかな、あれなんかは町内で5人でもやられたら、それこそ町内の健康保険のあれは破産してしまうんじゃないかと、要らん心配をしておりますけども、よくわかりました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号2番、議席番号9番、髙幣君の質問を許可いたします。 はい、髙幣君。

○ 9 番

おはようございます。議長の御許可をいただきまして、2項目について提案型の質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いをいたします。

まず、1番目の質問での提案は、ええやんか平群、親子孫の隣近同居に助成をしてはいかがかなという質問でございます。

本町の人口は、町のホームページでは10月31日現在、1万9,286人、世帯数は7,932世帯と発表されています。これは我が国の現状の傾向であり、減少気味であります。人口の取り合いをする自治体が急増する昨今です。町の第5次総合計画では、将来推計人口を1万8,00人と設定し、人口対策として「住まいの場の確保」「安心の子育て、確かな教育」「安全・安心の暮らし」「活気のある働く場所」「へぐりならではの豊かな暮らし」と五つの人口対策を発表しています。具体的なまちづくり戦略として、子育て宣言の町、こども園の町、高校生の医療費軽減の町等を順次立てられてきております。

本町は、昭和40年代初頭から、歴代町長の考えから人口対策に取り組まれ、開発の時代でした。その住宅開発で人口は拡大しました。その後、本町の高台の西北部が開発され、大都会大阪の近隣として緑ケ丘、椿台、若葉台が大阪の通勤地で現状のように都会化、老齢化をしています。その後、本町は南部、西部でコミバスを開通させ、現在に至っています。しかし、北部の緑ケ丘、椿台、若葉台は路線営業バスで190円から240円ぐらいの料金であります。コミバスは距離に関係なく100円と。公平の原則に反すると町は思わないでしょうか。町の不公正政策かもしれません。しかし、不公平問題は住民の皆さんの理解で経過し、現在に至っております。高齢化時代対策で車の免許返上で、今後はバス時代と介護になります。その時代の新興住民の町民の力を本町は考えているでしょうか。

当時の移住者は、当然現在では65歳以上、その子弟も本町で育ち平群から出ていき、親を見守る心を考える親の介護の時代になっていると思います。親を見る心も育ち、実家のある平群へのUターンを考える時期です。まちづくりが子育て宣言の町ならば、逆に言えば親を見るときではないか。高齢化に突入している町では、老活も大きな課題でありましょう。そこで、高齢化の町の新

戦略として、まちづくりのキーは、そろそろ親の隣、近く、同じ家の隣居・同居のまちづくりではないでしょうか。老活時代に向けての平群になってきました。両親、祖父母の老後、介護が必要だと、家族が安心して暮らすまちづくりではないでしょうか。二、三世代のまちづくりが必要になってきています。両親、祖父母を幸せにする力、親・子・孫世代の隣・近・同居助成金制度を設定し、空き家対策も含めて、高齢化時代の近場に息子や娘が住んでくれる。老後を見れる、家族が安心して隣・近・同の生活ができ、「ええやんか」の平群、そんなまちづくりを進める時代と考え、提案させていただきます。町としての意見を求め、その意気込みをお尋ねいたします。

2番目の質問は、国民文化祭の準備、その後の PRと進展状況はです。

秋の各種文化系のイベントが開催され、町民の勢いは来年への動きであります。その秋の各種イベント開催に当たっての町長の挨拶を思い出しますと、来年の奈良県の国民文化祭について一言の挨拶もなかったのではないでしょうか。本町は、この来年の国民文化祭の動きが鈍いのでしょうか。町長を会長とした実行委員会は進展しているのか。9月、10月、11月の準備、話し合い状況はどうなっているか。

国民文化祭はオール平群で開催するものです。どのように町民にPRされるか。最近では、嶋左近の講演会、また文化の集いがありました。一例で言えば、健康長寿奈良県一番と訴えている本町です。この長寿奈良県一をどのように訴えるかではないでしょうか。その一つのテーマとして、健康長寿を考えた、平群ならではの国民文化祭ではないかと思います。

その一つに、平群の地域食材と平群の文化を考えた農・食文化を考え、この国民文化祭に平群の原点である農を全国展開すべきであります。文化と自然が溶け合う食文化と農文化と連携した健康長寿を考えられる今の時代であります。この機会に全国展開できるでしょうか。本町の農は、町の地産野菜のイチゴ、小菊のもとである開発され、そしてブドウ等のPRに努める祭りであります。国内へ平群の農産業を売り出すチャンスではないでしょうか。そんな国民文化祭にするべきであると考えます。今後どうPRされるか、平群の原点に立ち戻り、オール平群でどのような事業が国民文化祭にふさわしいかを実行委員会で考え、町民の声を聞いていただきたいと思います。この機会にいろんなことを実行委員会は決めていくべきでありましょう。特に平群から農・食文化も含めて独特の雰囲気のある国民文化祭で、平群の農業、文化政策、伝統芸能美の発掘やイベントが発信できるチャンスではないでしょうか。国民文化祭を持続できるような人材発掘と仕組みづくりです。今後の国民文化祭の課題は何か、また町民へのPRはどうするかをお尋ねいたします。

以上の質問に対して、前向きな御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、髙幣議員の1点目の御質問でございます。親・子・孫の隣近同居の助成についてお答えを申し上げます。

議員から御提案のありました親・子・孫の3世代の同居・近居については、本年3月に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の若者・ファミリー層の定住化促進の取り組みの中の施策での位置づけを行っておりますが、現時点での施策といたしましては、国の補助制度や税制上の制度についての情報を提供するにとどまっているのが現状でございます。

3世代の同居・近居は、親・子・孫それぞれのライフスタイルに合わせて、 それぞれが協力し合いながら生活をするという家族のあり方を促進するもので あり、例えば、親世代が、おじいちゃん、おばあちゃんの世代ですけども、親 世代が孫世代の子育てをサポートし、子世代、いわゆる息子さん、子どもさん らの世代でございますが、子世代の就労を促進する。また、必要に応じて子世 代が親世代の医療や介護のお手伝いを行うなど、無理のない家族の役割分担が 可能な生活の促進につながると考えておるところでございます。

また、3世代の同居・近居を促進する施策は、平群町のように優良な戸建て住宅が多いところでは、同居・近居の受け皿となるべき住宅の供給も可能なことから、現実的であると考えておるところでございます。3世代の同居・近居により、子育て世帯の人口と税収の増加が予想されることもあります。

しかし、反面、施策といたしまして、具体的に考えてみますと、結果として現在やっております定住促進奨励金のような同居者・近居者へ、個人やまた世帯に対します助成型・給付型の事業となることから、他の個人給付事業との整合性や財政状況を踏まえながら、また、現在実施しております定住促進奨励交付金制度の実績を検証、また分析をしながら施策として調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

髙幣君。

○ 9 番

御苦労さまでございます。ちょっと答弁を聞かせていただいて感じたことは、 私が申し上げているのは近居・同居だけでなく隣居という、これはもう一番身 近なスタイルだと思います。この辺をもう少し御説明を願いたいかなと思っております。私自身がいろいろ調べました。近場では奈良市、ここ奈良市はですね、市外からの転入者の3世代同居・近居、住宅支援事業として住宅取得補助金20万円、リフォーム補助金というふうな感じで支給されております。しかし、市外在住の子育て世帯が親の近くでと条件が設定されておりますので、このあたりはこれからの平群町として考えるべきシステムだと思います。

それから、実は私なりに今回の質問を考えたときに、私の実家があった大阪府富田林市では、既にこの条例もスタートしております。若者世代のUターンによる転入促進と転出抑制を考え、子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感をつくるため、親子での近居・隣居・同居を目指しての目的ならば、住宅購入等の費用を一部助成で隣・近居で30万、同居ならば50万給付という、そういう制度が設けられているのが実態であります。そのほか、もう少し調べてみまして、ついでに私の親族のいる千葉県はどないなっているかということですが、千葉県でも親世帯と子世帯が隣・近居では、親が育児やを育てのサポート、子が介護や見守りのサポートと、こういう一つの義務づけを育えて、お互いの不安や負担を軽減させて、高齢期、子育て期の安心安全を目指すとしてまちづくりができています。事例ですが、親世帯と子世帯との近居・すとしてまちづくりができています。事例ですが、親世帯と子世帯との近居・市町村で人口減対策が打たれています。本町でも考える必要があるのではないかと思います。本町はどんなふうに今後進展させるのか、ありましたら、お答えを願いたいと思います。

また、町長もいろんな事例を考えて本町の人口増対策、特に今後の課題である国保税のアップ問題、また介護保険税への対応、高齢化が進む本町の人口減をどう考えているか、町長のお答えを求めたいと思います。町長は若者世代のUターンによる転入促進と転出抑制策を考えるのが町長の仕事ではないでしょうか。若者世代のUターンを推し進めていきませんでしょうか。やはりこういうふうなことをもう少し突っ込んで、これから考えていく時代だと思っておりますので、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、髙幣議員の再質問にお答えをさせていただきます。多岐にわたって御提案もいただいておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、御提案といいますか、御質問いただきました3世代の隣居・同居の施

策でございますが、平群町の立地条件というのを考えた場合、適した施策ではないかというふうにはまず考えております。その理由といたしましては、親世代と子世代が近くに住宅を持っているだけの、先ほどの答弁と重複いたしますが、平群町の場合、優良な住宅地も多いということで供給できる住宅の数もある、それに比較的安価な住宅の価格であるというふうに思っておりますので、就労世帯においては住宅の購入、またそこに住んでいただけるという行為が可能であろうというふうに考えております。

次に、住んでいただくことによりまして、平群町の魅力というのを感じてい ただくことができる。特に働いておられる親世代の子育てという部分でござい ましたら、平群町の子育て施策の強みというのがそこで十分に生かしていただ ける、満足して住んでいただけるような施策につながるんではないかなという ふうに考えておるところでございます。この議論でございますが、少し私の記 憶のところ、また髙幣議員も第5次総のときに策定委員ということで御参画を いただきまして、さまざまな議論をしていただいたところでございますが、総 計の策定時におきましても、こういった施策の展開というのが俎上に上がった のではないかなというふうに記憶をしておるところでございます。そういった 意味でも、御提案いただいた施策につきましては、一定、平群町の立地に即し たような施策であるというふうには、まず理解はしております。ただ、そした ら、その施策を具体的に実施をしていただくというふうな時点の話でございま すが、先ほど議員の御質問の中でございましたように、やはりこの施策をやる ということになりましたら、入居者、また同居者、近居者に対しましての個人 給付的な事業になります。そのことに対して、一定の財源措置というのが必要 になってまいりますので、非常に厳しい町財政の中でそういった財源の捻出や、 また今実施をしております他の定住促進の制度との調整といいますか、兼ね合 いなんかも含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、あと若者世代の転入の促進ということでございますが、今申していただいた施策も含めてでございますが、今回策定をいたしました総合戦略におきまして、さまざまな若者の定住、また人口を食いとめる施策というのが列挙をされております。5年間の短い期間ではございますが、その成果達成に向けて行政総体としても努力をしてまいるということで、御理解のほうをいただけたらと思います。

以上です。

○議長

高幣君。

○ 9 番

ありがとうございます。ただ、今私が申し上げたよその事例では、数値、いわゆる補助金のお金ですね、この数値を申し上げてるんですが、まだ平群町としてはそこまでの域に達していないのが現実かなというふうに理解をいたします。もう既に約2年たってきてるわけですから、もう少し具体的に、平群へたら50万円、100万円出すからというふうな施策を打っていくべきだと思います。ただ、収入面、いわゆるお金を考えますと、なかなかそんなん簡単には言えるものではないですが、やはりそういうふうにして、「ええやんか」というふうには、平群へ行ったらこんだけいいことがあるんだと。また、平群へ戻れば、いわゆるUターンですね、Uターンをすればこんだけようなってきている、だから俺のおやじ、私の母親の面倒も見やすくなるというふうになっていただきたい、こんなふうに私は思っております。

先ほどは、城内議員も具体的に、私も行きました奈義町さんの住宅の写真とか、それから戸数、そしてそれによる人口効果ですね、185人というふうなことをお述べになっておりましたように、具体的に動けるような形をとっていただきたい。特に定住化のほうで見ますと、空き家バンクなどは、たしか私が前回質問したときは6件だったんですかな。しかし、今も同じように6件が1件減ったか2件減ったのか知りませんが、四、五件という状態になってるわけです。やはり常日ごろのPR活動、常日ごろに必要なことだと私は思いますので、今もう一度、御答弁いただいた課長からのお話はようくわかってるんですけれども、ただわからないのは何か、町長のお考え。要するに、私はこれをやった、あれをやったとおっしゃいますけれども、それはあくまで議会の皆さん方の同意を得て前へ進んだことですから、さらにこれから私としてはどこに力を入れてやりたいのか、ちょっとできたら御答弁いただきたいと思います。

○議長

はい、町長。

〇町 長

私が住んでます初香台の一つの数字があるんですけども、その数字には両側で十四、五軒ぐらいあるんですかね。その一つの通り、うちの近所の通りがあるんですが、その通りに4軒、4世帯のお子さん、お子さんってもう結婚されていますけども、その4世帯のうちの3世帯が、1軒は家を新築しました。子どもさん世代が。1軒は空き家を改修して住んでおります。1軒は同居しています。一番手前のところは、家を購入して建てかえて4世帯のお子さん世代が住んでおります。本当にうれしいことで、まだ小さい子どもさんから中学生ぐらいまでですかね、いらっしゃいまして、久々にそのおうちの近所に子どもの声が聞こえる、にぎやかな町になっております。本当に喜んでおるところでご

ざいます。やっぱりお父さん世代のコミュニティーがすっかり40年ぐらいたっていますのでね、できていると。そこへ子どもさん世代が、やはり先ほども言いましたように、多少親の面倒も見ないかん。また、親世代に自分の子どもを見てもらうというようなことで、髙幣議員がおっしゃったように近居・隣居が実現しているなというふうに喜んでるところでございます。

平群町は、本当に緑が豊かでバイパスの沿線にもお店がどんどん張りつきましてですね、お医者さんも来られて非常に便利になってきております。これも先人の方がバイパスをつけていただいたということで、田舎ではありますけども、田舎のよさの中に都会的な要素があって、平群町の魅力がぐっと増しているんかなというふうに思っております。

先ほど髙幣議員がお述べになりましたように、平群町もいろいろ子育で支援、あるいはまた学校のハード・ソフト両面における整備、子どもへの整備、そういうようなことで、御存じのように子育で支援につきましては、相当高いレベルに来てるんじゃないかと感じておるわけでございます。定住促進奨励交付金もやっているわけでございます。ただ、お金を出して来てくださいと、それだけが、本来はそういうことじゃなしに、やっぱり平群の本当のよさを知っていただいて、平群に来れば本当に心豊かなたくさんの方がいらっしゃると、そういうコミュニティーもしっかりしていて、そういうところに行って子どもを安心して育てられると、そういう環境が平群には僕はあると思っております。ですから、支援金を出して来ていただくというのも一つの方法でございますけども、やはりそういった地域が本当に心豊かで、外から来る人も歓迎すると、そういう町をやっぱりみんなでつくっていくべきじゃないかなというふうに思ったりしてるわけでございます。

短期的に町営住宅を建てて、若い人専用の住宅を建てるという奈義町のお話もございましたけども、平群町にそれをそのまま適用するとなりますとね、やはり今ある町営住宅が老朽化して、それが財政的な問題もございまして、なかなか修繕もままならないという状況の中で、そちらとの整合性もいろいろございます。ですから、この町ではいいことをやってるけども、そこでいいからってそれを平群町へそのまま持ってきて適用できるかといいますと、なかなか難しい問題もございます。やはり平群町は、平群町独自の定住促進策、子育て支援、そういったものを、これから議員の皆さんと一緒に考えながらやっていくべきかなというふうに思っておりますので、今後とも、なお一層の御指導をお願い申し上げたいということで、答弁になったかどうかわかりませんけども、よろしくお願い申し上げます。

○議長

高幣君。

○ 9 番

町長、ありがとうございます。今、町長のお話を聞いてたら、ちょっと一部地域的な話になりますのでね、やはり町全体として今後どうなっていくのか。例えば、バイパスに企業さんが来ていただいたとした場合、どれぐらいの税収等が上がってるのか、この辺も大きな課題ではないかと思います。特にこれからのバイパスを一つ一つクリアしていかれるんですけれども、今イオンが来ましたけれども、イオンが来た効果はどんだけあんのかといって突っ込んでいっても、なかなか答えられるものではないと思います。多分イオンさんが来られても、本社機能ではありませんし、なかなか難しいと思いますけれども、今後ともやはりまちづくりというのは、そうやって隣近所、向こう三軒両隣というのは、これは防災の観点からも言われてるものでございますから、そこらを成長するように、町長、頑張っていただきたいと思っておりますので、じゃあ、この件はこれで結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの国民文化祭の準備、その後のPRと進捗状況についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、平群ならではの国民文化祭を開催するということは、 平群の文化と特産品、農産物をPRし、食文化と農文化を紹介するとともに、 健康長寿の町、平群町を売り出す絶好のチャンスと考えております。

進捗状況についてですが、8月25日に第1回実行委員会を開催し、各委員の委嘱と会則、事務局規程、スケジュールと、それから大まかな事業内容について説明をし、了承を得、これに基づきます事業計画や事業予算を奈良県のほうに提出し、現在県との事務協議を進めているところであります。実行委員会としましては、その状況を現在静観しているところでございます。

本事業に対する町のコンセプトは、既に示されております県の基本理念にのっとり、毎年開催している文化祭と収穫祭を組み合わせることを基本に、加えて嶋左近と椿井城のPRや、幼児・小中学生からシニアまで世代の垣根を超えて交流の場となるふれあいステージと伝統文化の集いということでは、日ごろ練習している音楽活動の披露や、芸能活動の発表を繰り広げることによりまして、地域に元気をつくることということにしております。

具体的には、食と芸術文化を通じた温かい心の触れ合いとして、平群の自然が生んだ特産物の販売や農作物の品評会を中心に、農業振興に伴う食文化の集

いと同時に、日本一を誇る小菊で町を彩り、町内外からの来訪者に心のこもったおもてなしをすることや、障がいのある人もない人もみんなでつくる、学ぶ、感じるワークショップやパラアート展を開催し、地域住民を中心とした芸術活動の成果作品の展示、また「平群山城フォーラム」では、「交感する現代と中世一戦国平群谷をめぐって一」と題して、歴史講演会や座談会、また歴史ウオーク、椿井城AR・VR体験、嶋左近・松永久秀の関連資料の特別展示、かぶと制作体験等々の企画を通じ、参加者が400年の時空を超えて戦国時代を中心とする平群の歴史文化に関心を持ち、さらなる学びへのきっかけとしていただくことを目指し、戦国史・山城ファン、ひいては平群ファンの拡大を図り、大和・平群地域の観光振興につなげていくことを計画しております。

今後のスケジュールにつきましては、おおむね事業予算のめどが立つと考えます1月には実行委員会を開催し、全体の方向性を改めて確認した上、各専門部会を設置し、細部の詰めを行っていきたいというふうに考えております。そして、そこで決定した内容につきましては、町のあらゆる媒体を活用しながら、そのPRに努めてまいりたいと思っています。いずれにいたしましても、来年9月1日から11月30日に開催されます県の国民文化祭と全国障害者芸術文化祭を通じて、芸能、文化、芸術、食文化、農業文化、歴史文化等、平群の文化発信の場としていくことで、歴史と自然がたくさん詰まった魅力いっぱいの町、平群町が広く全国に知っていただけるよう、議員おっしゃるよう、オール平群で進めてまいりたいと思っております。

なお、とりわけ農業振興にかかわることにつきましては、観光産業課のほう より追加答弁させていただきます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課からは、国民文化祭で平群の農産業を全国展開し、今後どのようにPRするのかの内容についての御質問にお答えいたします。

平群町では、多種多様の農産物の栽培が行われ、とりわけ道の駅直売所におきまして、品質のよい平群農産野菜を買い求め、連日人々でにぎわいを見せているところでございます。

議員お述べの食文化については、平群の農産物を生かした平群産野菜を乾燥させたみそ汁の具やイチゴジャム、たくあん漬け、おかずみそなども平群の食文化ではないかと考えています。

国民文化祭では、平群の農産物を全国に発信する絶好の機会ですので、平群 ブランドに認定している小菊、バラ、ブドウ、イチゴなど、これらを中心に平 群の食文化である農産物を発信するとともに、国民文化祭の開催時期には小菊のシーズンですので、夏秋期生産量日本一である平群の小菊を使って何か効果的なPRができないか検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○ 9 番

御苦労さまでございます。それで、確かに教育委員会のほうからの御答弁については、順次一つ一つオール平群で頑張っていこうという意気込みをお出しになってるところは私も理解いたします。ただ、ちょっと感じたんですけれども、何でことし収穫祭があったり、文化祭があったのに、来年の国民文化祭についての話がなかったのか、ここらは冒頭で私も言いましたけれど、町長からも1回もこんなんで、ことしはこれが終わったら、来年、今からすぐに国民文化祭の準備に入りますというふうな御挨拶がなかったのかというのが、私自身、何かおかしいなと、こんなふうに思っておりますので、これはもう1回、町長、自身の考え方をお述べいただきたいと思います。

それから、歴史ウオークとか、かぶと体験の話とか、いろいろ出ておりましたんでね、これはもう一つの提案でございますが、せっかく子どもたちがかぶとをつくって、確かに私も見ました。あのかぶとをね。上手につくっているなというのも思いました。そういうかぶとを利用した子どもの行列づくりをしようかとか、時代祭りのミニ版ですけれども、そういうものをやってPRしていくのも一つだと思います。

それから、観光産業課さんですか、私、この間、農業委員会でタイへ研修に行きました際に、タイのどの辺でしたっけ、ちょっと今ど忘れしてるんですが、向こうの国王様の遺跡じゃないですが、宮殿みたいなところですか、ああいうところで見たのが、象をもじって、広場に向こうの特産の何かを体全体に囲んで置いておられたのを見たんです。だから、平群も小菊が夏秋期であろうが日本一というふうに言っているのなら、例えば福貴畑に乗馬クラブがありますよね。また、時代祭りで乗馬クラブの馬を使ってるんですから、あの馬に小菊をだーっと飾って歩かせてみると。平群って小菊の日本一の町なんですという宣伝をするのも一つじゃないかなと。それと、さっきのかぶとの話で子どもにかぶとを着せて、嶋左近の町ですと。町長は嶋左近を好きだと思いますが、嶋左近をもじる形でかぶとの子ども行列をやるとか、そういうのを秋にやるのも一つだと思うんです。この辺の提案をさせていただきたいなと思っております。

特に食文化ですから、小菊は食のほうに行くかどうかちょっと私はわかりま

せんけれども、やはりブドウとかイチゴとか、そういうものを使った料理教室的な料理をつくっていくと。そして、それを全国展開していくというふうな考え方で農文化、食文化を連携させていくのも一つではないかなと、こんなふうに考えておりますので、再度そういうことについて、それぞれ担当課のほうで御意見がございましたら、お述べ願いたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

あらゆる機会を通じて、もっと積極的に来年行われます国民文化祭のことについて発信したほうがいいのではないかということの御指摘だったと思います。もっともだというふうに思います。ことしの文化祭なんかで、特に文化祭の中でそういうことをPRしたということは、確かになかったんですけども、ことしの文化祭はことしの文化祭ということで、実行委員会を通じて決められたことを何とか成功に導こうということで精いっぱいでありました。

最後、文化祭の実行委員会の中では、国民文化祭のことに触れて、ことしの文化祭はことし、これで終わりますけども、来年改めて国民文化祭として大きなイベントにしていきたいというふうなことで発信をしてきました。今後は議員がよくおっしゃるようなことですけども、あらゆる媒体を通じてPRをもっと積極的な発信をするべきやということであります。もっともと思ってます。町としましては、広報やチラシ、ポスター、ホームページ、フェイスブック、そういった町が持っております媒体や手段を使って、PRももちろん行いますし、今後これからの内容がほぼ固まってきますので、固まったところで積極的にオール平群で国民文化祭のPRをやっていきたいと。加えてマスコミ報道なんかにも積極的に発信をしたりとか、おっしゃいましたように挨拶等の中でも、折に触れて伝えていくというふうなことについては、積極的にやっていきたいというふうに思ってます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

国民文化祭のPRということなんですけども、収穫祭のときはせんとくんに来ていただきまして、舞台に上がってもらってPRのほうをしていただいたというような状況にあります。

あと、小菊でどのようなアートにするかということで、タイで象のようなものがあったということをおっしゃっていたんですけども、こちらのほうも実際、小菊でどういうことができるかということで鉢植えでやるのか、また菊人形み

たいな形でできるのかということも考えてたんですけども、実際、技術的なこともありますので、それは今後また検討していきたいなと思っています。

あと、イチゴとかブドウを使った料理ということなんですが、現在イチゴの 古都華を使ったイチゴジャムとかがあるんですけども、それ以外にもブドウで 何かできないか、またその辺は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○ 9 番

具体的に両課長からお話を聞いておりますので、私なりにある意味で納得はしていってるんですけれど、一つだけ、最後になりますけれども、皆さん方は公民館へ行かれましたか、ここ1週間以内ぐらいに。どうでしょうか、これは全員ですから。私はたまたま行ったら、公民館の入り口に二つの旗、のぼりがたしか2本やったと思います。上がってまして、それをようく見たら、下のほうに、来年、平成29年奈良県国民文化祭、ちょっと日にちは今覚えてませんが、たしか9月何日から11月過ぎまでやりますというのがのぼりに書いてあったんです。ほんで、私、後で課長には申し上げておきましたけれども、そういうふうな形で、せっかくのぼりをつくっていかれるんなら、ちょっと下にそういうのを入れておけばね、役に立つんじゃないかなと思いました。これは奈良県から送ってきたのぼりだったと思いますんで、そういうのも一度、議員諸氏の方も見ていただいたらいいんじゃないかなと思います。きょうは、これ以上は申しません。また次の議会で国民文化祭の件を質問していきますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

これをもって終わります。

○議長

それでは、髙幣君の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時10分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。はい、稲月 君。

○ 5 番

皆さん、おはようございます。議席番号5番、稲月敏子です。先般、通告をさせていただいておりますように、3点にわたって質問をさせていただきます。どうぞ、よろしく御答弁いただきますようお願いをいたします。

まず、1点目です。住民生活を脅かすことのないメガソーラーの開発のルールをということです。

小さく1点、ローズタウン若葉台に隣接をするメガソーラー開発内容については、住民の不安はいまだ払拭をされておりません。今後も町行政として、住民の生活と安全を守るという、この立場から住民の声にしっかり耳を傾けていただき、そして業者に対しては適切な指導をしていただくように求めます。

二つ目、町内に新たなメガソーラー設置のために業者が山林等の取得をしていると、このような話を聞いております。それについてお伺いをいたします。

一つ目、この事業の概要などわかる範囲でお聞かせください。

二つ目、太陽光発電所設置に関する指導要綱が既に施工されました。しかしながら、予想される山間地での大規模開発事業において、この要綱が目的を果たせるかどうか、このお考えはいかがでしょうか。本町、平群町の魅力を逸することなく、またここで住んでいる住民の方たちの生活をしっかり守っていけるような開発のルールをもう一度考え直し、しっかりした条例を制定をするということを求めてまいりたいと考えます。

大きく二つ目です。水道管の漏水トラブルについて。

11月に三里地域で水道管の故障、破裂かどうかというのは正確にお答えいただきたいと思ってるんですけども、長時間の断水が発生をしております。住民の不安は大変大きくなっております。このような住民の不安を招かないように、今後の対策を講じていただくことを求めたいと思います。それについて先立って、以下の点についてお尋ねをさせていただきます。

一つは、水道管の故障の原因。それと漏水量、三つ目、全町での水道管トラブルの件数ですね。昨年、ことしの11月までに今年度もどれぐらいあったのかということとか、四つ目は老朽化の調査状況、それから5点目は水道管交換、古い水道管から新しいものへの交換、この計画についてお尋ねをいたします。

大きく3点目です。人家付近に出没をするイノシシの対策についてです。

山間部を中心にして、今年度もイノシシの出没が大変多くなっている、今まで以上に多いという住民の声をたくさん聞いています。西山間部では以前から

大変な数になっているというふうに思っております。近年、矢田山系のほうにもイノシシがかなりの数が出没をしているという状況であります。特に最近、矢田山系の山麓、特に三里地域ですね、人家が結構ある三里地域の人家のすぐ裏側でイノシシが荒らした、そういう形跡がかなり広範囲に残されている、そんな状態が出てきております。新興住宅地の真裏でそういうことがあるということで、イノシシに余りなれてない、この辺の地域の方たちというのは非常に不安な思いをされております。これが昼間にイノシシが出てくるというようなことも他市では聞いておりますし、子どもたちが被害に遭うというようなことがないように、人的被害が今後出ないような対策について講じていただくことをお願いをしたい。これについての現況をお聞かせいただきたいのと、今後の対応についてお聞かせをください。

以上、3点にわたって、よろしくお願いをいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

大きな1点目の住民生活を脅かすことのないメガソーラー開発ルールをについてお答えいたします。

9月議会の議員発議の件もあり、翌10月に町で平群町太陽光発電設備に関する指導要綱を設置しております。一つ目から順次お答えいたします。

一つ目、ローズタウン若葉台に隣接するメガソーラー設置に関しましては、 現在取り組みをされているところでございます。この要綱は適用はされません が、要綱の内容を網羅するような協定を締結するような取り組みを現在進めて おります。

二つ目の1でございます。事業概要ということですが、事前相談の段階でありますので、この場でその内容を明かすことは控えさせていただきます。

二つ目でございます。平群町太陽光発電設備に関する指導要綱は、平群町内における景観及び生活環境の保全を図るため、太陽光発電設備の設置について、事業者の責務、設置事業の届け出、設置場所の周辺住民への説明など規定を設け、太陽光発電設備の適正な設置を誘導することを目的とし、町内における一定規模以上の太陽光発電設備設置事業に適用されることから、対象となる設置事業はこの要綱により適正な設置へと誘導していけるものと考えております。また、太陽光発電そのものを規制する根拠が不十分な現状であるため、条例であっても、その設置を規制することは難しいと言わざるを得ないことから、引き続き指導要綱により設置事業者に対し、周辺地域の生活環境に配慮し、周辺住民との良好な関係を保つように指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

稲月君。

○ 5 番

今、御回答いただいたわけですけれども、一つ目ですね、ローズタウン若葉台のメガソーラーについては、今この要綱は適用しないけれども、それを網羅するような協定書を業者と取り交わすということで、それで指導監督なりやっていくと、やっていけるというふうにお答えいただいたわけですけれども、今なおね、やっぱり物すごく不安は大きいんです。具体的にこれから話が進んでいくという状況に入りつつあるということで、まだ県の認可はおりていないけれども、近々おりるんではないかというような、一昨日の説明会なんかでも業者のほうが言ってたりして、住民のほうもかなり不安のほうが大きくなっておられます。これからですね、一つ一つやっぱり問題が起こってくるというふうに予想されるんでね、その一つ一つについても、行政の平群町としてもしっかり業者のする事業について見守りながら、住民の声を届けていき、またトラブルが実際上起こらないような適切な指導をきめ細かにやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それとですね、二つ目ですけれども、聞かせていただけないということなんで、私が知り得ているところで話を少ししていきたいなというふうに思っています。地域的には櫟原、鳴川あたりということで、私がちょっと業者のほうに電話をさせていただいたところでは、43万平米、43ヘクタールの敷地となるというふうに業者が言いました。それを山を崩していくと、造成をするという面積ですね。そのうちの13から14万平米ぐらいにパネルをつけたいと、かなり広い地域ですね。今、ローズタウン若葉台の上でやろうとしているところの10倍以上ですよね。学校のグラウンドでは、大体43個分ぐらいを開発するんかなというふうに思ってるんですが、この山林を造成をしてつくるわけですので、当然森林を伐採をするということに始まって、山を削ったり、谷を埋めたりということで、この広さでやるということ。これで1点目には、一番平群町が誇りとしている緑豊かな町、これが本当にこういう大きな山林の造成をする中で守れていくんかなというとこら辺が、一つは非常に不安に思っています。

今、平群に来られる、他町から来られたり、大阪府下から来られたりしてる 方たちのお話を聞くとですね、やっぱり平群に行ったらほっとするって、私の 友達なんかでも言うわけですよね。やっぱりあの緑の中を散策をする、歴史の 好きな方たちもたくさんおられますし、平群の歴史を愛し、自然を愛する人た ちがたくさん来られているし、住んでいる私たちも、そこを魅力にここに住ん でいるというとこら辺なんですが、そこが本当に守られていくのかなというの が不安の一つです。

それと、二つ目は、一番大事な問題ですよね。土砂災害がその山林を削って 山や林がこれまで吸収していた雨水は、一体どういう流れに変わっていくんだ ろうか、土砂災害が起こらないのだろうかというようなね。それと、洪水に関 してはどうなんかなという問題ですね。その点が大変に心配をしているわけで、 今の要綱で十分この効果を発揮をして、事業の展開についてはやっていけるん やというふうな回答をしていただいてるわけですけども、非常に心配やと。特 にですね、今の要綱では近隣自治会、近隣の住民に説明をするべしということ が書かれています。これは非常に大事なことなんですよね。これが盛り込まれ た一つのルールができたということは、私は非常に前進やというふうには思っ ています。ほかではないことをしたやろうとは思うんですが、だけども、若葉 台あたりでいえば小さいですし、近隣だけでいけるかもしれない。だけど、山 のほぼ上のほうですよね。そこに山を削ってそういう太陽光発電パネルを多量 に設置をするということになると、本当に櫟原とか鳴川とか、遠いですけど、 隣というたら椿台とかね、その辺が近隣になるかというふうに思うんですが、 それだけでは済まない、説明もね。多くの人たち、もっともっと下の人たち、 ひいていえば、向かい側の山側からも丸見えになってくるんではないかという ふうに思うんでね。広域の方たちが心配をし、もしかしたら、いろんな被害に 遭うやもしれないという不安を持たれるんではないかという点でね、やっぱり 近隣だけでは済まない問題ではないかと。この1点だけ考えても、今の要綱で はちょっと網羅し切れないのではないかというふうに思っています。

それと一つおっしゃった、条例で何ぼつくっても、法のほうで何の規制もない中で規制をするということにはならないというふうにおっしゃったように思ったんですが、どうも来年の4月にはFIT法ですかね、この法律が一部改正をされるというふうに聞いております。この中でね、今全国で大変たくさん住民と業者とのトラブルが起こってるというのは、皆さんも既に御存じやというふうに思うんですがね、近々でも台風でパネルが姫路なんかでも飛んだというようなこととか、たくさんたくさんあるわけでね、こんなことが国のほうも、国会での質問もしておりますし、その辺もありまして今度改正をされましてね、一定景観の問題とか、それからパネルの照り返しの被害の問題等々、このようなことが一定起こらないようにしていこうということで、法で規制をかけていくということも予定をされているようです。

それと、それに伴って各地方でつくられている条例なり、そういうルール、そこには一定のっとってきちんと守れと、守ってへんかったら認定を取り消しをするというね、そこまでやるよというようなこともね、どうも盛り込まれるようなんです。そうなってくるとね、地方での条例のあり方、ルールの中身ですね、これをしっかりつくっておけば、効力は発揮をする。何もやみくもに太陽をつけたらあかんと言うてるわけじゃありませんしね。住民の願いにかない、何の心配もないということになれば、つけていただいたらいいわけであってね。どうもこれはぐあいが悪いということで規制も一定かけへんかったら、人と共生がでけへんということで、こういう問題が今起こってきてると思うんでね。法の改正もありますのでね、ぜひしっかりした条例、もう一歩突っ込んで今の要綱を見直していただいて、条例を制定をするという方向で、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思っていますので、御回答をよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

私どもの住民生活課は、自然エネルギーを普及とか推進する立場でございます。広域農道の山の中ということで、今自然の中でイノシシがふえたり、山も人の手が入らないというふうに、かなり荒廃しているような状態であります。そのようなところに自然エネルギーを設置ということで企業のほうが考えておられるところでございまして、太陽光の発電設備というそのもの自体が最近取り組まれた事業でもございます。国のほうとしましても、今議員お述べのような、いろいろ取り決めのほうもこれから変わってくるところもあると思いますが、今現在そのものを規制するようなものも不十分な状態でございまして、今の法規制とか、そのような状態の中でしたら、本町が作成しました指導要綱での対応が一番、さっきも答弁させていただきましたが、適正だというふうに考えております。

○議長

稲月君。

○ 5 番

私はですね、住民の方々の多くは自然エネルギーを中心にやっぱり電力の供給というのはやっていきたい、こんなふうに考えておられる方のほうが多いんではないかというふうに思いますし、私自身も自然エネルギーを促進をしていくという立場で、今、物申してるつもりなんです。何も否定をしてるわけじゃないと先ほども言いましたよね、質問の中で。

その中でね、やっぱりそれでもなおかつね、今一定、国のほうもあるからね、この事業に対してはさまざまな業者が参入をして、そこでのトラブルもたくさん起こってきてる。だから、とんでもない工事がされたりとかね、そういうことがあってはならないからね、法のほうも、国のほうも一定の規制のかかるような法律に変えていこうと、一部改正をすると言ってるわけであってね、だからこそね、それをもうちょっと研究していただいて、しっかりそれを踏まえる中での条例の策定、今の要綱が最もええというような言い方を、今、課長のほうからされましたけど、決してそうではないやろうというふうに思っておりますのでね。条例策定に向けて検討いただきたいということです。再度、御決意というか御意見を言ってください。

○議長

はい、副町長。

○副町長

ただいま稲月議員のほうから御質問ございました、開発による災害等の発生、そして広域への周知、そしてまた新たな法制度に対しての対応という大きくこの点につきましてですね、まず災害の発生についてはですけども、そもそもは太陽光パネル設置に当たりまして、太陽光パネル自体を規制する法整備というのが今の段階では不十分と。しかし、一定規模以上の土地をさわる場合につきましては、森林でしたら林発、森林開発の関係、そしてまた土地に土を入れて盛ったりする場合ですね、その場合につきましては宅造という、その土地についてる規制の法令がございますので、そちらのほうでの規制ということになってきます。

そしてまた、広域的な周知ということになってきますと、現在この要綱で定めさせていただいておりますのは、やはり周辺住民に対しての生活環境の保全、そして周辺住民の皆様への周知と、この点を重視した要綱として運用させていただいております。ですので、広域ということになってきますと、やはりそこは先ほどの他法令での規制によって、そういう住民生活の財産、生命に侵害が及ばないように他法令での法整備ということがございますので、そっちのほうで対応していくことになると考えております。

そしてまた、新たな法整備ということになってきますと、どのような内容になるかということになりますので、その法自体で十分な規制ができるかどうかという、そのような法の中身を見させていただいて、法の性格、そして趣旨等を見きわめさせていただいた上での対応になってくるかと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

稲月君。

○ 5 番

ここの地域は、平群谷環境保全地域ですか、というのに指定をされてるわけでね、その辺の公園、そして予定されている地域のちょっと上なのか、かかるんちゃうかなと思うんですが、国定公園の指定もありますよね。そのような地域でもありますのでね、そういう規制なんかも含めていろいろ考えていただけることとは思います。しかしながら、この太陽光発電所というのは、まだまだ平群に空き地もたくさんございますし、いろんな事業がうまくいかなくて、あと残るは、太陽光パネルをつけるしかないというような空き地なんかも出てきますし、山地もかなり荒れたところもございますのでね、そのようなことも次から次へと起こってくるんではないかというふうに思うんでね。やっぱりこの太陽光発電所設置に関しての新たなルール、さらなるルールというんですか、今ある要綱を基本にしながらも、そこにプラスした、しっかりしたルールをつくっていただくよう再度要望をして、この件については終わらせていただきます。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、稲月議員の大きな2点目、水道管のトラブルと漏水トラブルとい うことで御質問をいただいております。

御質問にあります漏水については、去る11月16日の午後4時ごろから発生した漏水、三里地域の件だというふうに思います。その中で、まず一つ目、水道管の故障の原因でございますけども、これにつきましては、老朽化しました石綿管のせん孔、穴があいたということで漏水が発生しております。16日の午後5時ごろに通報を受けまして現場に行きまして、地表面に水道水が漏水してるということで、修繕工事を実施しております。時間的には、直接の漏水で7時間程度ですね、復旧に時間がかかりまして断水をしております。

漏水の量につきましては、この水道管から直接漏水した量として、はかるすべはないんですが、この地域の平常時の排水量と漏水をしました当日の排水量との差ですね、比較をしたところ、234立米ほどが漏水したんじゃないかと思われます。その後、工事の影響、漏水の影響でですね、赤水が発生しておりますので、その赤水を洗管する、赤さびの水を除去するための洗管作業の水量、これは消火栓だとか、ドレーンから水を抜くという作業を行っておりまして、消火栓からの放流量を計算しますと、それで117立米ほどの水を使っております。合計で351立米程度の水量がこの事故により使われたと、あるいは漏

水したということでございます。

このような漏水の件数についてですが、平成27年度中には50件程度ありました。平成28年度の11月末現在まででは38件ございます。ただ、この件数といいますのは、断水を伴わないような軽微なものがほとんどでございまして、今回、御質問のかなり広範囲での断水、また長時間の断水というようなケースについてはですね、何年間に1回程度でございます。大体このような大きな漏水というのは、めったに起こらないことでございます。

次に、老朽化した水道管の調査状況に対する御質問ですが、水道管の役割として排水管、送水管、導水管というような区分をしておりまして、それらの設置された経過年数ごとに、水道管の材料の種別や口径別でデータ化をしておりまして資料を作成しております。これらの資料の概要につきましては、昨年6月5日に開催していただきました議員全員協議会において、議員各位にお配りしました平群町水道事業ビジョンにも概要が記載されておりますので、またごらん願いたいと存じます。

それと最後に、水道管の交換の計画についてでございますが、その水道ビジョン、アセットマネジメントにおきまして、その中の財政計画に基づきまして、今後、毎年度ですね、約3,000万円程度の事業費を計画して管路更新に充てたいと考えております。ただし、具体的にどの水道管、どの管路を何年度に更新していくかという計画ではございませんで、水道ビジョンによります管路の老朽度、重要度を参考にしながらですね、県営水道転換による浄水場廃止を計画しておりますので、それに関連するような新たな管路網や、また来年度29年度まで行われます区画整理事業地域の管路整備、あるいは下水道事業に伴います移設工事ですね、そういったものも含めて兼ね合いも考えながら、毎年度、効率的な更新をやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

稲月君。

○ 5 番

ありがとうございます。私も、この水道事業ビジョンもわからへんながら、 見せていただきながら、きょうは検討をしたんですけれども、かなり今回起こった、ここの管路については古く設置をされたものであるような、地図を見た限り、そういうふうな感じかなというふうに思っているんですけども、漏水をした、その後修理をしていただいたわけですけれども、その修理の仕方なんていうのは、私は素人で全くわからないんですけども、その破れた管はもちろん 新しいものに交換をしますね。その周囲どれぐらい管を入れかえるとかね、そ の辺はあるんですかね。どのような修理をされたのか、ちょっと教えていただ ければいいかというふうに思います。

それとですね、三里地域の住民の方たちはですね、バイパスあたりには下水道の配管工事がされていったりとか、どんどんあちこちでは進んでるけども、三里はかなりおくれるやろうというふうなことも、一定知っておられるわけですけども、こんな水道が破裂したり、断水をしたり、下水道は遅いは、三里はほったらかされてるんちゃうかというようなね、率直な住民感情としては終わりのような感じをこの間受けたんですが、その辺でここが早くするとか、優先的にできるとか、今のお答えでは、その辺のお答えは無理かなというふうに思うんですが、ちょっとバイパスより東側の地域のいろんな上水道管の古さ、管路診断点数でいえば70点以上というような地域に入ってるんかなというふうに思うんですが、その辺で間違いがないか教えてください。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

今回の漏水の修理につきましては、石綿管、その漏水した箇所、水道管でいいますと四、五メートル入れかえをしております。今考えておりますのは、ここの部分の管路なんですが、石綿管があったということで、石綿管の入れかえ工事については毎年度幾らかずつやってるんですが、来年度ここの部分については、もう少し詳しい調査をしまして入れかえを考えております。

それと、バイパス東側について、三里地域ですが、確かになかなか古い水道管も多い地域です。毎年度、漏水に関する調査もしておりまして、そこら辺の兼ね合いも含めてですね、古い部分については、特に石綿管については町内にまだ2,500メートル近く残っておりますので、そこら辺、まず石綿管の入れかえ、それと老朽管、三里地域に限らずですね、優先度を考えながら入れかえなり、更新なりをやっていきたいというふうに思っております。ただし、なかなか相当な延長が町内にございますし、一遍にということもできませんので、できるだけ効率よく更新事業については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長

稲月君。

○ 5 番

ありがとうございます。今後のことについても一定述べていただいて、頑張っていただくしかないというふうに思います。皆が安心をして、水道というの

は一番インフラ設備の中でも最も重要な部分になると思うんでね、よろしくお 願いをしておきます。これで、この件については結構です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

大きな3点目の人家付近に出没するイノシシ対策についての御質問にお答えいたします。

平群町では、平成5年ごろから西山間部にイノシシが出没し、近年では平成21年ごろから東山間部や平野部にまで農作物等の被害が拡大しており、毎年100頭前後のイノシシが捕獲されています。人家付近にイノシシが出没する主な原因としまして、山間部に餌となる木の実不足などから平野部にある農作物等の餌を求め、おりてくることなどが考えられています。

また、イノシシの人的被害について、基本的にイノシシは臆病な動物で、唐 突に出くわした場合や、びっくりさせない限りは人に危害を与える可能性は少 ないとされていますが、他府県では人的被害も発生しており、ただ平群町では、 車との接触が年に1回程度あるものの、現在のところ、幸いにも人的被害の報 告は受けていない状況であります。

今後の対策につきましては、議員お述べのように、今年度については特に山間部の木の実などが不足し、例年と比べ、イノシシの捕獲数が約2倍に増加しておりますので、イノシシに出会った場合の対処法などの内容について、人的被害が出ないよう、町ホームページや広報紙等で注意喚起を行うとともに、自治会等より人家付近へのイノシシ捕獲おりの設置要望などがあれば、迅速に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○ 5 番

まず、イノシシと人間とすみ分けをすると、そこの境界のところをきちんとしていくということが、まず被害を防いでいくことになるというふうに思います。捕獲おりなどについては、自治会と相談をしてということですが、人家と畑というか、放棄地が真裏に迫ってるというところを、この前見に行ったんです。ほんまに1メートルぐらいのところは、イノシシの例の耕したような荒らした後ですね、それが本当に家の真裏にあるというね。本当、気持ち悪いというのを。ほんで、それと村の人たち、三里の旧村の方のお話を聞くと、村の水路のところをウリ坊が朝、走ってるというような姿も何度も見てるというよう

な状況にあるわけで、子どもが通学する時間に走ってたというようなことは、まだそういうことは出てないからいいんですが、だけども、やっぱり出てくるというね、そこら辺を防いでいくために西山間とか福貴とか、かなり上庄あたりでも、平等寺ですか、あのあたりもされてるみたいですけど、村中、柵をしてしまうというね。広域で柵を設置をして、出てくるのを防ぐというね、そういう対策なんかも講じていけるんではないかというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今、稲月議員の御質問なんですけども、広域的な柵ということなんですけど も、かなり何十メートル、何百メートルという広域になりますので、自治会と のそういうような協力が得られましたら、また国の補助金もありますので、対 応していきたいと考えております。

○議長

稲月君。

○ 5 番

ありがとうございます。自治会が協力をするということになれば、そういう 施策は講じられるということなんですね。そういう御答弁をいただいたら、ま た自治会のほうにもね、きっとその状況を町のほうにお知らせというか、お願 いが行くんではないかというふうに思ってますのでね、ぜひとも積極的な御相 談をしていただきたい。

また、柵をつけていく作業を住民の手をかりてやっていくというふうなことが、特に農家の多い地域ではやられてるというふうに思うんです。極力、地域の人たちの手もかりながらも、しかし農家の人ばっかりじゃないんでね、ちょっとほかのところと同じようにはいかないのかなと。一定、行政としての援助とか、何らかの工夫というのは要るやろうというふうに思うんでね、そこも含めて自治会ときちんと相談をしていただきたいというふうに思います。それをよろしくお願いしたい。

終わりにします。

○議長

終わりですね、はい。

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号4番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。

森田君。

○ 4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問いたします。今回は、町の基幹産業であります農業の振興策、上庄地区工業ゾーンへの企業進出、中央公園内のサブグラウンドの利用について、3点質問いたします。町長を初め、職員各位には昼前でありますが、質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭、お願いいたしまして、質問に入ります。

まず最初は、町の基幹産業であります農業の振興策についてであります。

町の基幹産業、農業は2015年の農林業センサスによりますと、町の耕作面積は322ヘクタールで町面積2,390ヘクタールの約13%を占め、5年前に比べますと11ヘクタール減少しております。また、農家戸数は312戸で5年前に比べまして91戸減少しており、販売農家も減りですね、198戸になっております。

一方、農家の規模を見ますと、販売金額500万円以上の農家は82戸で、1,000万以上の農家は57戸ありまして、その割合は29%になっております。奈良県の3.9%、全国平均の9%に比べて、その割合が高いのが特徴であります。まさに平群町の基幹産業は農業と言っても過言ではありません。

そこで、主要農産物の販売価格はどうかといいますと、町の資料によりますと、小菊農家は130戸で作付面積は84ヘクタールで14億円販売しております。ブドウ農家は19戸で作付面積は20ヘクタールで1億8,000万販売しており、バラ農家は5戸で作付面積は2.3ヘクタール、1億2,000万円販売しております。イチゴ農家は10戸で作付面積は3.1ヘクタールで1億円も販売していることになっております。しかし、農家数、作付面積、販売額とも、小菊の占める割合が非常に高く、平群の農業も小菊の栽培で支えられていると言っても過言ではありません。

別の角度でいいますと、平群町の人口を見た場合、5年前に比べて49人減って413人でありますが、15歳から59歳までの農業従事者を見ますと、逆に25人ふえ、133人になっております。その割合は約40%になっており、奈良県、全国平均はおおむね23%であることから、日本の農業従事者は高齢化、担い手不足と言われておりますが、平群町の農業従事者は幸いなことに後継者、若い担い手が育っているという明るい材料であります。

そこで、町の基幹産業の農業を持続し、将来とも発展させるための町の取り 組みについて質問いたします。

1点目は、主要農産物の小菊、ブドウ、バラ、イチゴについて、新種の開発、 新しい栽培方法などの振興策はあるのでしょうか。また、取り組む予定がある のでしょうか。

2点目は、小菊、ブドウ、バラ、イチゴ以外の新しい農産品の開発に取り組 んでおられるのですか。あるいは取り組む予定があるのでしょうか。

3点目は、専業農家がビニールハウスや新しい機械を導入する場合、町の独自の補助金、利子補給などの支援策はありませんか。何か考えておられますか。 県内でも生駒市や三宅町などでは独自の補助金、支援策があるというふうに聞いております。

4点目は、耕作放棄地解消のことでございますが、国も農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加を踏まえ、農業委員会法を改正して従来の農業委員に加えて、新しく農地利用適正化推進員を新設し、農地の集約化、耕作放棄地の防止・解消などに取り組むことになっており、町条例が今議会で改正されました。遅きに失した感がありますが、一歩前進したのではないかと思います。

町内を見渡しますと、耕作放棄地が減るどころか、ふえておるように私には思えます。いろいろな資料で耕作放棄地面積がまちまちで、どれが正しいのか、どれが本当の耕作放棄地か全くわかりませんが、このようなことがなぜ起こるのでしょうか。今回、私がこの事案を一般質問で取り上げましたのは、このような振興策は、本来、農家や農業団体がみずからの問題として捉えるべきだと思いますが、農業は町の基幹産業であることから、あえて質問しております。

なお、平群町の農業は、小菊、ブドウ、イチゴ、バラなどの栽培は先人たち、 大先輩たちが苦労して新しい農業に取り組んでいただいたおかげで、今日、結 実したものであります。私たちは先人に感謝しなければなりません。先人抜き にして、平群町の農業を語れないわけであります。

次に、上庄地区工業ゾーンへの企業進出であります。

上庄地区は、都市計画マスタープランで工業ゾーンに位置づけ、市街化を抑制する市街化調整区域に町は地区計画条例を制定して、工場建設が可能になりました。それに基づき、町は工場誘致を促進するため、上水、下水などのインフラ整備をしていますが、私には一向に企業誘致が進んでないように見受けられます。といいますのは、当該地は地下水脈がない、町の水道代は高い、特高変電所がつくれるかどうかもわからない、運送会社の引き取りの巡回エリアからも外れてる、大手一流企業が希望する条件を備えていないように私には思えます。

そこで、上庄工業ゾーンへの工業誘致といいますか、企業進出、会社について質問いたします。

1点目は、今のところ、進出企業、工業進出は何社で、新たに進出予定企業があるのですか。また、進出しておる今建物が建ってるところは、既に創業さ

れているのでしょうか。今議会初日に、バイパス東側への工場進出はないと聞いておりますので、これについては結構です。

2点目は、町が工場誘致を推進するため、インフラ整備に幾らお金を使った のでしょうか。あわせてコンサルなどに委託して、マスタープランを製作させ たり、絵を描かせたりしておりますが、その費用は幾らかかっているのでしょ うか。

3点目は、町は工場誘致を促進するため、進出した企業を奨励するため、工場等立地促進条例を平成24年3月に制定しました。あれから3年半たちますが、対象企業、奨励金を出す企業はあるのですか。この制度は、工場用地取得3年以内に創業して、土地と建物などの償却資産の取得額が5,000万円以上であれば、3年間、固定資産税を減免、奨励する制度になっております。

最後は、中央公園内にありますサブグラウンドの利用についてであります。

中央公園のサブグラウンドは、若井地区の児童館グラウンドを閉鎖したことからグラウンドに転用されました。サブグラウンドの使用料は無料にもかかわらず、私が見た限り、余りというかほとんど使ってない、利用されてない状況に見受けられます。そこで、ここ数年来の利用状況はいかがなっておりますか。また、余り使っていないのであれば、利用促進する計画があるのでしょうか。

なお、このサブグラウンドは児童館時代から857平米の土地を借り上げており、昨年度の地代は年間25万7,088円であります。

以上、3点が私の質問です。簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

森田議員の大きな1点目の基幹産業の農業振興策についての御質問にお答え いたします。

まず一つ目の主要農産品、小菊、バラ、ブドウ、イチゴ等の振興策についてですが、主要農産品については、それぞれ古くから養われた専門的な知識と実績により、市場で高い評価を受けており、小菊については夏秋期の生産量が全国で1位や、ブドウは県内最大の産地となるまでに拡大しており、現在においても日々研究を重ね、品質のよい農産物の安定供給や販路拡大に向け、取り組みをされているところでございます。

町の振興策としまして、平群町の代表する農産物等について町の誇れるものとして平群ブランドと認定を行うとともに、町のホームページや広報紙等に掲載し、道の駅等でパネル展示を行うなど、町内外に広く情報発信を行うことに

より、平群町の農産物の販売促進につなげていきたいと考えております。

次に、二つ目の新しい農産品の開発についてですが、平群町の主な農産品については、市場等のニーズに応じ、奈良県農業研究開発センターなどが研究し、新品種として開発されたものについて、技術員を通じ、各生産者へ提供されています。近年では、平群町で多く生産されているイチゴの古都華についても、平成23年に奈良県が品種登録され、糖度と酸味が高く深みのある味わいで定評があり、数名の新規就農者が参入しております。これらの農産品の開発については、平群町独自では非常に厳しいものでありますが、現在、近畿大学農学部とアグリビジネス実習の受け入れや連携をしている中で、平群町内の圃場でサツマイモの品種をかけ合わせた試験栽培を行っているところですので、今後これが加工品などに使用できないか、検証を行っていきたいと考えています。

また、大和野菜についても、奈良県の特産品として特徴をアピールできる大和の伝統野菜と大和のこだわり野菜であることから、これらの野菜についても着目して検証していきたいと考えております。

次に、三つ目の専業農家への支援策についてですが、専業農家等の個人への支援策については、町独自の支援策は現在特にございませんが、一定条件はあるものの、国が行う農業者への支援制度が充実していることから、これらを活用していただいております。国の経営体育成支援事業では、融資を活用して農業用機械、施設等を導入する際、融資残の3割補助、また青年就農給付金では、新たな農業者に対し経営が不安定な時期の所得を補助する制度で、年間最大150万円、最長5年間の補助、また経営所得安定対策事業では、水田で販売目的の作物を生産した場合、作物や農地面積に応じ補助金が交付されるなど、多くの支援を受けており、これからも積極的に国の支援制度を活用していきたいと考えております。

次に、四つ目の耕作放棄地の解消策についてですが、耕作放棄地については 全国的に増加傾向にありますが、平群町においては転用や非農地証明で現況が 山林とされた場合のものがたくさんありますので、若干現象傾向にあります。 平群町においては、そのほとんどは農業就農者の高齢化や人口減少による担い 手不足などが原因となっています。解消策については、昨年度、農地中間管理 機構により農地所有者が農地を貸したい場合、農地所有者から農地を借り受け、 農地を借りたい担い手に貸し付けを行う農地中間管理事業が始まりました。

また、今回の農業委員会に関する法律の改正により、担い手への農地利用の 集積化・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地利用の最適化の推進 業務が新制度の農業委員会では必須業務となりますので、新たに新設されます 農地利用最適化推進員とともに、これらの制度を積極的に推進し、耕作放棄地 の解消につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。主要農産物の振興策ですね、一例ですが、ブドウは 私が引っ越してきました三十数年前はですね、デラウエア1本だったと思うん ですよね。それが今では巨峰、ピオーネ、シャインマスカットなど新しい品種 で挑戦されてる。これは若い担い手が育っているということではないかと思う んですよね。私は農業でも現状に甘えているとですね、平群町のあすの農業は ないと思っております。

企業でも同じだと思うんです。有名な話ですが、サントリーは赤玉ポートワインでもうけたお金でウイスキーをつくりました。ニッカウヰスキーはリンゴジュースでもうけたお金をウイスキー事業に投資したわけでございますので、もうかっているときこそ新しいものに挑戦する姿勢が農家にも、町の皆さんにも支援していくことが必要ではないかというふうに思っております。これはぜひともですね、町は今の現状をですね、農家の後継者育成も含めてですね、新規の就農者も含めて、ぜひとも取り組んでいただきたい。農家を支援していただきたい、これはお願いしておきます。

2点目のですね、新しい品種の開発でございますが、町がお金がないからということは重々わかっておりますが、しかしですね、町ができないのであれば地域振興センター、そのための地域振興センターじゃないかというふうに私は思うんですね。現在ですね、道の駅の売り上げの2%でしたかね、上納されておりますね。これは本来の姿じゃないんじゃないかと。地域振興センターの本来の姿からいけばですね、地域を振興するために、そのもうかった金を新しいものに投資すべきじゃないかと。新しい農業とか新しい農産品、新しい農産品の開発ですね。でも、今、課長が説明したような既成事実、どこもやってるようなことをやっておってもですね、私はそういうことではいけないんじゃないかと。新しいものにチャレンジすることが、農家にも農業にも必要じゃないかと。

たまたま、私、2年前に笹山を訪れたときにですね、無農薬で黒豆を栽培している方がいらっしゃいましてね、その方は農業は遺伝子やと。遺伝子がわからなければ、農業の収穫、収量はふやせない。だから、その方は枝豆や黒豆をつくっておるんですけども、無農薬で栽培して収量は変わってない。それはその人のお話ですから、全て正しいとは限らないと思うんですけども、いろいろ

の栽培方法がありますので、まあ、収量は変わらないということですけど、このことについてはですね、ちょっと先ほどの振興センターのあり方も含めて御答弁いただきたいと思うんですね。

専業農家への支援策でございますが、一例でございますが、農家の方が昨年ですね、ビニールハウスを数棟建てるに当たって数千万かかると。金融機関に融資を申し込んだところ、当然銀行ですから融資条件とかいろいろ審査があって、書類をつくるのに非常に時間がかかったというお話をお聞きしました、その御本人から。もし、町の補助金制度、利子補塡制度があれば、農家も助かるわけでございまして、農家に対する銀行の信用力というんですか、そういうものを増すのではないかと思うんですね。

また、新規就農者に町独自の補助金も出すことも必要じゃないかというふうに思うんですね。一番大事なことは、町の基幹産業は何だと。2点目で質問しました企業誘致がうまくいかない、なかなか進出してこないということであれば、やはり農家を、農業をもっと支援する必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですね。私は町財政が厳しい折だからこそ、町独自の補助金制度もあってもいいんじゃないかと。生駒市や三宅町はやっておるわけですね、単独費で。このことについては、もう一度、御答弁いただきたいと思うんですね。

耕作放棄地につきましてはですね、ほんまに減ってるんかというのが、75 ヘクタールから35ヘクタールに、農業センサスに書いてるわけですね。これ はですね、資料を何かに一本化しないと議員もわかりませんし、一般農家の方 もわからないんじゃないかと思うんですね。これについてはですね、私が1年 半前、質問しましたね。去年の6月議会でしたか、同じような質問で、耕作放 棄地対策として、農地を一元化するために農業公社を設立してはどうかという ことを提案しましたところ、当時の課長は「検討してまいりたい」と答弁いた だいておりますが、あれから1年半たちますが、検討結果をお尋ねします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

森田議員の再質問にお答えいたします。

一つ目の地域振興センターに売り上げの2.2%納めてもらっていることについて、新しい取り組みに使用してもらったらどうかという御質問と思いますが、現在振興センターのほうでも、その辺の打ち合わせにも入ってるんですけれども、漬物や乾燥野菜等の取り組みもされていますので、それと含めまして、また新しいのも検討していきたいと考えております。

それから、よその生駒市、三宅町で補助制度があるのに、平群町では基幹産

業である農業に対して補助していったらどうかという御質問なんですけども、生駒市も三宅町も新規就農者に対し、月2万円を3年間という補助があるんですけども、それにつきましても、一定町でできたらなという点もあるんですけども、先に国の補助制度、新規就農でしたら年間150万を5年間というところもありましたんで、それを優先して、そちらの制度を活用してもらっていると思います。ほんで、今後それ以外に、この間の補助制度で時間がかかったというところもありますので、その範囲で早く対応できるような補助制度で、町が対応できるようでしたら、またそれも検討していきたいと考えております。

三つ目の耕作放棄地の75ヘクタールが33ヘクタールになって、こんだけ減ってるのかという御質問なんですけども、以前申し上げなかったんですけども、以前お渡しさせてもらった33ヘクタール、その点はちょっと町の担当者の、こちらの資料の作成誤りでございます。申しわけございません。実際は67ヘクタールでございます。

ほんで、以前に質問、一元化ということやったんですけども、それにつきましては、今、農地を集約化するというところでは中間管理機構という制度が幸いできましたんで、そちらのほうで推進していきたいなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。町の農業策をお尋ねすると、漬物とかそういう話が必ず出る。そんなことでは平群町の農業のあすはないんじゃないかと。ほかでやってるようなことをやっても仕方ないわけですから、新しいことにチャレンジすることが、チャレンジするシステムを町でつくってあげることが私は必要じゃないかと思うんですよね。農家の方がやらなければ、やはり町が率先して情報を集めて、先ほど近畿大学と言うんですが、近畿大学もよく似たことをやってるじゃないですか。今の農業の延長線をやろうとしてるじゃないですか。そうじゃなくて、新しいものに挑戦するという姿勢が町がなければ、大学も同じように安易なほうに行くと思うんですよね。だから、本当に新しいもの、ほかにやってないことをやることが、私は平群町のあすにつながるんじゃないかと。そのことはお願いしておきます。

それと、補助金制度でございますが、これは何とかほかのことをやめてもですね、平群町の基幹産業は農業ということであれば、ねえ、町長、お金を出すべきじゃないですか、ほかのことをやめても。それは申し上げておきます。

それとですね、耕作放棄地でございますが、ほんまにこれね、私はずっとことしの5月、11月と四国をちょっと歩いて回ってるんですけど、本当に耕作放棄地は、あすの平群を見ているような感じがします。本当にですね、神社は朽ち、お寺は朽ち、田んぼは草ぼうぼう、公民館は荒れ果ててる、そんな状況でございますね。だけど、本当に農業をやってるところは、例えば阪神タイガースタウンの安芸市でしたかね、あそこは何か私が聞いたところによりますと、ピーマンとナスビが主要産業だと。そういうところは元気があるんですよ、本当に。ほかのところは、須崎市が何やいうてもセメント会社があったり、鉄鋼会社があるんだけど、元気がないです、私が見た限り。そういうことだけ申し上げておきます。本当に農業は大事だということを再認識していただいて、何かいい方策をやらないと耕作放棄地対策にもならないと思いますので、このことはよろしくお願いいたします。この件はこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目の上庄地区工業ゾーンへの進出企業についての御質問にお答えいたします。

1点目の進出企業と今後の進出企業についてですが、平群バイパス西側地区では、3社の進出が決定し、そのうち輸入住宅を手がける株式会社デュオ、金属プレス加工業の森田金属工業所の2社が創業を開始されております。残り1社の日進堂製菓株式会社については、建設業者等の選定作業中で、予定がおくれているとのことで報告を受けております。

次に、平群バイパスの東側ですが、場所は元焼き肉屋さんの向かい側という位置になるんですけれども、光洋精密株式会社さんが内定しております。開発面積が1,702.92平米で、金属プレス加工を主とする工場の計画であります。現在の進捗状況は、町との事前協議の段階であり、早期に立地、創業できるよう事業者側と連携を図って進めているところであります。

2点目のインフラ整備費、コンサル委託費についてですが、平成24年度より当該地区の上水道施設、下水道施設のインフラ整備を進めており、西側地区では上水道施設分が約892万円、下水道施設分が約2,889万円で、合計で3,781万円。東側につきましては、上水道施設分が389万円、下水道施設分が1,332万円、合計約1,721万円であり、今までのインフラ整備費用が約5,502万円となっております。

次に、委託費用についてですが、平成23年度に緊急雇用の補助を活用した 企業誘致における基礎調査業務として1、654万円、平成25年度に東側地 区での工場誘致 P R 促進として、計画図面の作成業務として約194万円でそれぞれ実施し、合計1,848万円となっております。

3点目の工場等立地促進条例の対象企業についてですが、現在のところ、西側地区で創業を開始された2社が対象ということになります。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。進出を決めてるところは3社あるけども、2社しか進出してないと。1社は検討中だと。1社検討中というのは、私は進出されないんじゃないかと思うんですけども、新たに1社は進出が決まったということなんですけども、既に創業されてるんですね、2社は。一番大事なことは、平群町の方が何人雇用していただいたかというのはわかるんでしょうか。わかればお答えください。

それとですね、先ほど輸入住宅の建物、あれ、確認では倉庫じゃなかったですか。私は工場じゃないと思いますが。

それとですね、今いろんな投資等で結構金かかってるんですね。これ、町の単費かどうか知りませんが、5,500万、それ以外に1,900万ぐらい、1,800万ぐらいのコンサル料、国からの補助金は別としてですね。今2社の建物が建っておりますが、土地・建物の固定資産税、せいぜい200万ぐらいだと思うんですよね。ペイするのに25年かかるわけじゃないですか、単純計算で。25年かかるわけですね、それ以外にコンサルの1,800万もかかってるわけですから、30年かかるわけですね。この地区を工業ゾーンにしたことが間違いじゃないかというふうに私は思います。

まあ、そんなことを言ってても仕方ないんですけども、先ほどですね、優遇策を適用するのは2社ということなんですけどね、当然事前の申請とかを協議されてると思うんですね。このパンフレットもつくって、ちょっと一部間違いがありますが、そのことは申し上げませんが。これ、悪いんですけども、優遇策を受けるにはですね、いろいろ手続が要るわけですね。事前の書類を出さないといけないわけですね。協議も必要だと思うんですけども、その辺がどのようになっておるんでしょうか、お尋ねします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

何点か御質問いただきました。

まず、雇用の関係でございます。平群町の方が雇用されているという確認はいたしておりません、今のところ。ただ、将来的には働く場としての雇用の創出が考えられるのかなというところでございます。

続きまして、デュオさんの建物の件ですかね、倉庫というようなことで。こちらのほうは、輸入住宅のパネルの製造・加工をやっておられるということで工場となっております。

また、固定資産税の関係で、投資額に比べてということですが、そもそも改修に25年から30年かかるのではないかということでございますが、そういった、ある意味、企業誘致につきましては、雇用の確保、税収の確保という将来的なものをもって進めているというところですので、そういったものがインフラの投資となって、将来、地域経済の基盤強化となり得るようなことを目指しているというところで御理解いただきたいと思います。

企業誘致を上庄の地区へ設定したのは間違いではないかというようなことで ございます。ただ、もう既に企業誘致、工業ゾーンとして地区計画も定めて決 定しておりますので、今後とも進めてまいりたいと考えております。

奨励金の手続についてなんですけれども、一定創業を開始されるまでに認定作業を行うと。実際 5 , 0 0 0 万以上の要件を満たしているか等の。その後に創業開始後に初年度で課税されたものを翌年度で率に応じて交付するということになって、順次手続を進めております。今回はデュオさんが 2 7 年度の創業ということで、2 9 年度で交付ということで決めております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。本当に輸入業者さんは建築確認でも工場になってる んですね、間違いないですね。これ、一番大事なことですから。

それとですね、先ほどですね、投資に見合うのは雇用があることを前提ということで、課長、先ほどの答弁であれば何人雇用してるかわからないというお話。わからないというのは、調べてないということは報告を受けてないということだと思うんですけどね。そんなところに補助金を出していいんですか。制度があるから仕方ないにしてもですね、ちょっとおかしいんじゃないですか。条例の優遇策を、あれ、5,000万かかってるんですかね、建物と土地で。現地を見られましたか、課長、建物の中を見られましたか。本当に工場加工されてますか、パネルの加工を。材料を置いてるだけじゃないですか。そんなところに雇用もないのに補助金を優遇する、3年間ですね、固定資産税は次年度

は100%ですかね。そういうことをやっていく制度になってるんですけど、本当にそれはいいんですか。本当に間違いないんですか、私は倉庫だと思うんですね。以前申し上げた、大手の三井ホームとかいうところは、工場でパネル加工してますが、一般的には加工しないんです、現場加工です。それは申し上げておきます。

それとですね、優遇制度で2社適用だと。本当にありがたいことですけども、条例制定時でも問題になったと思うんですけども、途中で撤退したら、この優遇策はどうなるんだとかいうことがありましたけども、この条例を見た場合ですね、建築確認後、検査済証がなくても、建築確認書どおりつくったかどうかもわからなくても、補助金が出る制度になってるんですよね。優遇を受けれる制度になってるんですね。だから、私は、この条例は以前から問題があったわけですから、一度検討する価値があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

それと一番大事なことは、このパンフレットの中に安全で緑豊かなふるさと 平群と書いてるんですけども、あの敷地に植木が植わってますか。植木や緑地 がないのは、法的な問題はないんでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、雇用を確認していないというような一番初めのお尋ねであったと思います。私、ちょっと平群町の町民の方を雇用しているということは確認していないということですので。

奨励金の適用の関係ですね。ちょっと条例の関係で不備なところがあるのではないかということですけれども、こちらについては実際というか、実務をする中で、当然不備な部分があるということであれば、改めていくというようなことで対応していきたいと思います。

また、ちょっと緑地の関係ですけれども、今詳細に私は持っておりませんので、緑地規定が云々というのはちょっと申しわけないですけど、お答えしかねますので、よろしくお願いします。

○議長

森田君。

○ 4 番

今申し上げたことはですね、やはり大事なことは、この条例を制定したのは 企業誘致、企業をウエルカムで来てもらった方に、平群町に活性化に役立つ、 雇用に役立つということですね、それを掌握してないというのはちょっと私に は理解できませんね。一番大事なポイントが抜けてるんじゃないかなと思うん ですよね。平群町の人を何人雇ってくれる予定になるかということもわかって ない。制度ですから、当然補助金を出さないといけない、それも理解できます。 それとですね、先ほど言いましたように、問題は法令遵守じゃなくても、こ の制度の適用を受けれるんだということを聞いたと思うんですよね。例えば建 築確認、平群谷自然何やら条例のとか、いろいろ適用を受けれなくても、この 制度では何も書いてないんですよ。だから、今言うてるように、課長が見られ て、あの建物を見て何もおかしく思わないんですかということを言うてるわけ ですよ。普通であれば、どこでもですね、植木を1本ぐらい植えてると思うん ですよ。あの建物の土地には植木1本すら植わってません。あの地区は、県の 環境保全重点地区から植木を植えなさいという地区になってるんですよ。これ は義務規定じゃなくて、お願い事項だというふうに聞いてるんで、開発指導要 綱的なもの、条例になってるんですけども、これはほかの件でも、イオンのと きにでも担当者に申し上げました。平群町は、先ほど言いましたように、安全 で緑豊かに、ねえ、町長、するんでしょう。それなのに、敷地に1本も木が植 わってないことを町長はどう思われるんですか。そんなお願いはできないんで すか、進出企業に対して。私は今言いましたように、そういう努力はしたのか、 それであれば、緑地をふやす、木を植えてくれるようなお願いはしたかどうか をお尋ねします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

緑地の景観保全の関係かと思います。私自身はそういったお願いといいますか、依頼を直接したわけではございませんが、今後そういった周辺との環境の整合という中で、企業には当然お願いしていきたいと考えます。

○議長

森田君。

○ 4 番

平群の町をどうつくるんだというね、いろいろ今般も地区計画の変更で住民からの意見を聴取するようになっているんですよね。だけど、私は一番大事なことは、平群の町をどうつくるんだと。皆さん方はどう思ってるのかということが私は大切だと思うんですよね。それが私には職員の方が忙し過ぎて、そういうことに目を向けてないんじゃないかなというふうに思います。企業立地に向いてないということは、私も友人で大手企業の某役員をしていた人に企業立地のことを聞いたことがあるんですけどね、この土地であれば、誰も大手企業

は来てくれないというのは、私の友人 2 名の方の意見でございました。そうい うことを申し上げて、次をお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員御質問、3項目めの中央公園サブグラウンドの利用促進に関する御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、中央公園サブグラウンドにつきましては、平成22年度より教育委員会管轄の社会体育施設として供用を開始し、運営管理につきましては、指定管理者であります地域振興センターによって行われております。

本施設の利用状況につきましては、先ほど御指摘いただきましたよう、供用開始以降、現在に至るまで利用申請がほとんどないというのが実情でございます。その要因としましては、管理面においては草刈り等の最低限の維持管理は行ってはおるんですけども、ネットの修理等々、利用環境条件の改善が十分ではないということも一方ではございます。加えて、グラウンドそのものが中央公園の体育施設として移管されるまでに施設の劣化も相当進んでいることや、グラウンドの規模が狭小であること、また住宅などが隣接しておりまして、野球などの球技に不向きであることや、位置的に中央公園の一番端にあって、駐車場からの利便性の悪さ等々が考えられます。

利用促進のため、これらの課題を解決するには、利用目的の再検討や利用ルールの見直し等を行うことが考えられます。それでも利用率が上がらないようなら、サブグラウンドの廃止も一定視野に入れなければならないというふうには考えております。ただ、グラウンドを廃止し借地部分を返す場合には、借地部分を農地へ原状回復する必要も生じ、それなりの費用も要するということになります。いずれにしましても、中央公園サブグラウンドの利用状況の改善につきましては、費用負担が伴うということも予想されますので、中長期的に費用対効果等を検討し、当面はPDCAサイクルを取り入れながら、現に施設管理をしております地域振興センターの意見にも耳を傾けて、そのあり方も含めて有効な利用方法の検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。課長、使ってないものにお金を払ってるという罪悪 感はないですか。町長、どうですか、それ。使ってないものに平群町は26万 円の地代を払ってるわけじゃないですか。何年間払ってるんですか、これ。町 長は徹底した無駄を省くということをおっしゃってるじゃないですか。使ってないものに金を払うなんて、私は住民感情としては納得できないんじゃないかなと。これ以外に、先ほども言いました草刈りをやっている費用もかかってるわけですから。課長のほうから、契約時に原状復帰を明記されてると。農地に復帰されてるというふうにお金をお書きしましたね。しかしですね、南保育園の職員の駐車場を昨年でしたかね、地主さんにお返ししたときの費用が、間違っておればごめんなさいね、900平米ぐらいで200万かかったというふうに聞いておりますが、200万ぐらいで農地に戻すことができるんであれば、そんな検討とかじゃなくて即刻、補正でもして返すべきじゃないかと思うんですけども、その辺のことを御答弁いただけませんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

そもそも当該グラウンドにつきましては、先ほども質問の中でもありましたけども、旧児童館グラウンドの跡地活用ということで、中央公園のグラウンド利用者の補助的活用ということも想定しながら、利用促進に努めてまいりましたけども、利用のない現状がございますんで、例えばグラウンド機能から自由な空間広場にというふうなことの位置づけとか、専用利用の制限等々も考慮するなど、まだ考えるべきこともあるんではないかなというふうに考えてます。

全く使っていないのに金を使うことに罪悪感はというふうなこともあったんですけども、先ほども申し上げましたように、いろんなことを考えて、敷地の30%ぐらいは借地ということで、年間25万程度の借地料を払ってます。それ以外につきましては、町有地でございますんで、できましたらもう少し、先ほども答弁させてもらいましたけども、新たな利用の発掘等々について模索をしてまいりたいというふうに考えております。それでも、どう方策を練っても無理なら、当然返す、もしくは買うというようなことも含めて、一方では考えておるような状況でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。罪悪感より、そういう重要性は認識されているということなんですね。これは悪いんですけど、中央公園並びに今言うてるサブグラウンド、駐車場、ほんで、こちらに資機材置き場というのがございます。これは全体からするいうたら微々たるもんでしょう。返せなければ、以前の担当者に聞きますと、この部分をドッグランにしたらどうかという案もあったとい

うふうに聞いております。そんなドッグランに、特定の人だけにそんなんを使わすのもどうかなというふうに思うんですけどね。土地が返せなければ、どんな方法があるんだというのも検討する一つじゃないかと思うんですよ。私は、公園機能を充実したらどうかと、もう返せなければ。平群町は小菊、バラ、花の町を標榜してるわけですから、このところに公園としてですね、思い切って整備したらどうですか。この方が売ってくれるという前提でしょうけども。

またですね、今議会でシルバー人材センターが下垣内のところに移るという話がありましたけども、そうじゃなくて、ここの資機材置き場を返してもらって、ここに建てれば、これの公園管理ですから開発行為も調整地域でもおりるんじゃないかな、一般的にいうて。ここの管理をしてるわけですから。そうすると下垣内の土地も売れて、一時的でも町に歳入がふえるわけですから。

私であればですね、ここに平群町の花の魅力をいっぱいにする、私はほとんど町にお金を使うような提案をほとんどしてません。問題点は指摘しておりますが。今回が初めてというぐらいお金を使う提案をしてるんですけども、これは平群町の魅力を増す一つじゃないかと。花の公園、四季折々の花が咲き乱れる、あるいは今、個人住宅で若い世代が建てている家を見ますと、ほとんど植木とか花は植えてません。それだけ余裕がないんでしょう。そういう人たちに花とか植木を提供する圃場としても活用できるんじゃないかと。公園には、以前聞きましたら、補助金算入があるというふうに聞いておりますが、そのことも含めて、町長、検討していただけませんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、議員から御提案も含めて、あった話につきましては、発想の転換もして返せないねやったら、もっと利活用できるような方法を考えたらどうかというふうな、おおむねそういう話じゃないかなというふうに思います。もっともだと思いますので、もしサブグラウンドとしての利活用が、先ほども何遍も申し上げてますように、かなわないというふうなことであるならということで、今おっしゃったようなことも含めて、いろいろ利用の方法については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。平群町の場合ですね、非常に厳しい財政状況ですね。 地方自治体はどこでもそうなんですけども、歳入、収入をふやすことは本当に 並大抵じゃないと思うんですよね。何をやっても平群町の人口はふえない、企業誘致もままならない状況下ですね、誰が考えても歳出削減、支出を減らすことに尽きるのではないでしょうか。

今議会でも明らかになりましたように、臨時福祉給付金、この事業でですね、今気づきましたんですけども、平群町の方で住民税を払ってない方が3,200人いらっしゃる、間違いがなければですね。人口でいきますと1.7%、17%になるんですかね。1.7%か。

「17」の声あり

○ 4 番

17%やな。そんだけいらっしゃるわけですね。これは本当にある意味大変な状況じゃないかというふうに私は思うんですよね。

先ほども、どなたか一般質問の中で、10月5日、私ども議員研修で岡山県 奈義町に行きました。この奈義町に行きまして感心したことは、23か24の 子育て支援策を行っています。驚異の合計特殊出生率2.8を達成した町で、これは全国放送でしておりますので、皆さんも御存じだと思うんです。大切なことは、その主な財源は職員の能力を向上させて、同規模の町に比べて職員数が20人程度少ない、削減した。その費用で子育て支援策をやっておられるということでした。やはり町の中で一番ウエート、歳出ウエートの多くは人件費ですので、そういうことも頭に置いてですね、職員の能力を高めることに尽きるんじゃないかと。

それとですね、私ごとですが、私の知人がこの4月から大阪府の臨時職員として週4日働いております。その方によりますと、作業服は新品じゃなくて古です。当然洗濯はしております。もう一つは、その方が言ってたんですが、通勤、交通費は日割り計算です。年休で休んだときは当然もらえません。当然といえば当然でございますが、平群町もやっておられると思いますが、やってなければ、ぜひともそういうことも念頭にやっていただきたいというふうに思うんですね。

私は町長もみずから汗を流して、先ほどの中央公園のサブグラウンドじゃないですけども、やはり1円でも2円でも安くなるような歳出削減に努めていただきたい。そういう町政を執行すべきだということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時08分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○ 6 番

それでは、私のほうから3点について質問通告を出しておりますので、順次 質問をしてまいります。

まず1点目は、就学前の眼科検診についてであります。

この問題は、ことしの3月議会、9月議会と、6歳までの眼科検診の重要性を取り上げました。6歳までに治療をしなければ、生涯にわたる両眼視機能、目の機能の獲得が大変難しくなるということです。3月議会では、町はその重要性は十分認識している。眼科医や関係機関とも協議をし、検討していきたいとの答弁でした。そして、9月議会でその重要性を認識しているとの答弁に立って、どのような検討がなされたのかと質問しましたら、眼科医への詳しい検査を勧奨しても行かない場合があり、保護者に対する啓発が最も重要課題と考えていると、眼科医による検診よりも、保護者に対する啓発の必要性を優先する答弁でした。私はある意味、逆だと思っています。まずは検診を導入することで啓発にもつながり、保護者の関心も高まると思います。

子どもたちが成長する段階で、両眼視機能の獲得は学習や運動機能の発達の上でも非常に大事です。個々の子どもたちにとって、4歳、5歳の時期は一生に一度しかありません。その時期に視力検査だけではなく、眼位や嫌悪反応などを診察することで早期発見の機会をふやすことは、子どもたちの健やかな成長を支援することにもつながります。費用面でも、30万円程度であることから、子育て支援ナンバーワン宣言をしている平群町としては、速やかに就学前の眼科医による検診を導入すべきではないでしょうか。

2点目は、就学援助制度の入学準備金を入学前支給にであります。

子どもの貧困問題が6人に1人と言われている中、就学援助を必要とする世帯がふえています。政府は子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、子

どもの貧困対策に関する大綱を策定しました。その中で、就学援助の適正な運用等の取り組みを促しています。この就学援助制度の中で、小中学校の入学準備のために支給される入学準備金が、入学してから1学期の終わりごろにしか支給をされていません。経済的に大変な世帯の子どもたちに少しでも安心して入学、通学、そして学習できる環境を整えるための一助となる制度が援助を必要とする時期に速やかに支給されるよう、とりわけ入学準備金については入学前、3月初旬ごろには支給できるよう改善すべきではないでしょうか。

最後、3点目、この問題でも、今回4回目の質問となります。一刻も早く東山駅にエレベーター設置をと願う住民運動が広がりました。現在、粘り強い運動が続けられています。現在、署名数は6,963筆、これ、きのうも東山駅前で署名をとられておられました。また、近隣自治会、平群では緑ケ丘、月見台、上庄台、生駒市では秋津、東山町の自治会からも、それぞれの行政区に要望書が提出をされていることもお聞きをしています。近大病院の最寄り駅でもあることや、高齢化が進む平群町の現状、また子育て世代にとっても、使いづらい今の東山駅の現状の改善は急務であります。

町長は、11月19日の住民説明会の折、東山駅エレベーター設置の問題に触れ、生駒市とも協力して早期にエレベーター設置を実現できるよう鋭意努力している趣旨の発言を挨拶の中でおっしゃいました。9月議会以降の経過と現時点での状況を示していただきたいと思います。

以上、大きく3点について、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

植田議員、1点目の就学前の眼科検診の実施について回答いたします。

さきの3月議会、9月議会で植田議員より御質問をいただき、答弁申し上げてるところでございます。同じような答弁になってしまいますが、視力が完成する6歳ごろまでに弱視、斜視、不同視、屈折異常視、眼瞼下垂、先天性白内障等を治療しなければ、生涯にわたる矯正視力の改善が難しいと言われていることから早期発見、早期治療は大変重要であり、視力が発達する幼児期の視力の獲得は、大変重要だとの考えには変わりございません。

しかしながら、プリズムへぐりにおいて実施している各種健診において、月齢が上がるほど受診率が低下している現状から、受診勧奨を行っても受診しない、発見しても治療されないという現状があることから、まずは検診の実施よりも保護者に子どもの目についての関心を高めることが重要だと考えておりますとの答弁を、さきの9月議会の一般質問で御答弁申し上げました。

今後も、こども園 2 園、平群北幼稚園、小学校、子育て支援センターにポスターを掲示し、プリズムへぐりでの幼児の健診時に啓発文書の配布を行ってまいります。また、町内の就学前施設、こども園、平群北幼稚園にも協力を得て、早期発見に努めることの重要性などを保護者に伝えることに努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議 長

植田君。

○ 6 番

この問題はね、ある意味、私は町長の政治姿勢にあると考えています。重要性、必要性というのは非常に担当課のほうも重視はしているという答弁だったので、そうでしょう。じゃあ、それならば、それをどう実行していくのかが、私は行政のとるべき態度だというふうに思っています。

これは眼科医の先生自身も、就学前の子どもたちの両眼視機能が確定する6歳までに発見することは非常に大事だと言われています。それはもう担当課もそういう認識は持っておられると、今の答弁からも推測できるわけですけれども、だからこそ就学前の眼科医による眼科検診が非常に重要だということを、私はこの間、毎議会近く訴えてきたわけですね。6歳程度で両眼視機能、物や空間、3次元的に見る能力、あるいは奥行き、段差、その程度、微妙な距離感を識別できる機能、これがきちっと獲得できるかどうかがやっぱりその子の将来的、一生にも大きくかかわってくる問題だということで、私はこの必要性を訴えてきました。

でね、先ほど保護者への意識を持ってもらうことが大事だという答弁だったんですけれども、確かにそれも大事でしょう。だけど、これを保護者の意識だけに任せていって本当にいいのかどうかという問題です。とりわけ仕事を持つ保護者にとっては、子どもの結膜炎など明らかに身体的に異常があれば、医師の診察を受けることになりますが、そうでなければ病院で受診することは、やはり少ないと思います。気をつけて見ていても、わかりづらいものも、この目の問題ではあると思います。だからこそ、私は集団検診といいますか、ゆめさとやはなさと、あるいは平群北幼稚園に通う就学前の子どもたちに対して医師による眼科の検診をしてもらう、それが効率的であり、そこで異常を発見できる機会につながることにもなると思います。それをやはり適切な時期に行うということは非常に意義があることで、眼科医の先生も、最初にも言いましたが、同じ認識を持たれています。その子にとって、4歳、5歳の時期は一生に一度しか訪れません。最初にも言いましたが、子育てナンバーワンを言うなら、子

どもの健やかな成長をどう保障していくのか、これが町政として、私は問われていると思います。

そこで、このようなことについて、町長としての見解、これをお聞きをして おきたいと思います。

○議長

はい、町長。

○町 長

おっしゃるとおり、私は専門でございませんので、はっきりしたことは断定できませんが、眼科医の専門の先生のお話によりますと、6歳ごろまでにそのことを発見して、治療することによって改善が図られると。できるだけ小さいうちに治療をすることが有効であるということは、そのような見解であるというふうに認識しておるわけでございます。

それであるからこそですね、保護者の皆様に愛情を持って子どもを育てていただくということも含めまして、両親もしくは保護者の方が赤ちゃんを常に観察しながら、目の問題だけではなしに、その他の成長ぶりも十分愛情を持って育てていただけますようにですね、平群町としてもこういう問題がありますよということを、保護者の皆さんの子育てを醸成するという意味でしっかり応援していきたいなと、啓発していきたいなと。

町はですね、1から10まで準備をしてさし上げるということも、決して否定するわけじゃございませんが、第一段階といたしましてはですね、そのことを重要視しながら、しっかり保護者の皆さんにも愛情を持って子育てをしていただけますように啓発をしていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○議長

植田君。

○ 6 番

町長ね、愛情を持って、愛情を持ってって、皆さん、持ってはりますよ、我が子に対しては。愛情を持って皆さん育てられてるんです。そういう中でもですね、やっぱり目の異常というのはね、通常暮らしていたら、なかなかわかれへん部分もあるから、だから集団検診、眼科医の先生による検診の必要性を私は言ってるんですよ、そうでしょう。啓発、啓蒙だけで、それ、進みますか。まあ、進めへんとは言いません。だけど、その間に6歳を超えてしまう子どもたちは、毎年毎年生まれるわけですよ。それが平群町として、子どもたちの健やかな成長を本当に保障していくというんであれば、眼科医の先生との調整は必要ですよ。確かに、こども園で集団検診をやろうと思えば、そら、教育委員

会とかとの調整も必要だと思います。だけど、町として本当に子どもたちのそういう健やかな成長を保障していくんだという立場に立つんであればですね、これやってやれんことじゃないと思います。費用にしても30万程度です、28年度の予算で見せてもらったらね。本当に町長、そんだけ子育てナンバーワン宣言をしはるんやったらやね、やっぱりそれに向けてどう具体的にするのかという部分では、広報だけじゃだめ。やはり検診をまず導入する、そのことが私は町として問われることだと思いますよ。町長、そんだけ必要性も感じてるとおっしゃるんやったら、やっぱりやるべきですよ。町長に対して必要性を感じているかどうか聞こうと思いましたが、あるとおっしゃるんやったら、それを具体化してください、具体的にすること。それと、やり方というんですかね、方法がね、やはり効率的にできるように。それが私は眼科医による検診をきちっと組み入れていくことだと思います。

でね、最初のときにも言いましたが、眼位と、それから違和感でしたかね、 というのは本当にお金もかからないんです。診察のときに人形などを目の前に 出して眺めてもらって、片目ずつ塞いでいくと。片目の視力が育っていない場 合は、見えている目のほうを塞いでたときに嫌悪反応を起こすんです。次いで、 眼位もわかる。あるいは人形を眺めた状態でペンライトを当てて、眼球の位置 が外れていないか、これを確認できる。こういうことでね、子どもたちの目の 発達が、これはちょっとおかしいなというのがわかるわけですよ。そういう意 味では、それによって眼科を早急に受診してもらって、子どもたちの異常をき ちっと、それによって異常がないこともあるでしょうけども、それによって異 常が発見されればコストも時間も少なくて、子どもたちの両眼視機能がきちっ と正常に成長するわけですよ。そういうことがわかっていながらね、たかがと いう言い方はどうかわかりませんが、30万程度で子どもたちの将来を希望あ るものにするのか、それともそうでないものにしてしまうのかというのは、私 は行政のある意味、町長の政治判断に大きく委ねられると思っています。そう いう意味では、再度、町長、この眼科医による眼科検診の導入というのは、も う全く考えておられないのかどうか、再度、御答弁をお願いします。

○議長

はい、町長。

〇町 長

30万でお金が安いから高いからという問題じゃないと思っております。いずれにしても、30万ではとてもできないんじゃないかと私は思っておるわけでございますけども。絶対しないということを申しているわけじゃございません。まずは愛情を持って育てていただいている保護者の皆様方に、そういうこ

とがありますよということをお知らせしていくことも重要やないかということを申し上げておりまして、今後一切そういうことはしないということで答弁してるわけじゃございません。しかるべきところにですね、この問題について、もう少し私なりに視野を広げてですね、国の制度がどうなってるかも含めましてですね、もう少し研究していきたいなと思います。

まずはですね、お知らせしていくと、その重要性を、私の言葉ではなかなか難しい、町の言葉では難しいかもしれませんが、眼科医の、あるいは眼科学会というものがあるんか、そういうところの見解も含めてですね、お知らせしていくということがまずは大事かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

植田君。

〇 6 番

この制度、国の制度としては多分ないと思います。だけれども、眼科医の先生方の中では、やっぱりその必要性というのは十分学会なんかでも言われていると思いますし、そういう見解を持っておられる先生はたくさんいらっしゃいます。

それとね、まずはと言いはるけど、まずはという間にそれができなくて、両眼視機能が獲得できない状況も生み出しているということを町長ね、考えてほしいんです。そういう子どもたちを生んでしまうという。それをどう防ぐのかという立場に立って、私は行政としてやるべきやし、町長としての判断をしていただきたいと思ってたんですが、何ぼ言っても、これ以上の町長からの答弁はないようですので、ただ私は行政としてやるべきは、平群町に住む子どもたちが健やかに成長するためには、今回私が提案させてもらいました眼科医による眼科検診というのが非常に大事だということは改めて言わせていただきまし、これからもこの問題は取り上げていきたいと思います。ずっとこのまま行くつもりはないとおっしゃったんやけど、それならば、やはり早急にやることが、私は子どもたちにとって四、五歳の時期は一生に1回しかありませんから、これ、何遍も言いますけれども、その子どもたちがきちっとそういう眼科医による検診を受けて、そういう事態を招かない、両眼視機能が十分発達しないような状況をつくらないために、早急な眼科医による検診は必要だということは、重ねて言わせていただきたいと思います。

この件については、以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員、2項目めで御質問の就学援助の入学準備金を入学前に支給できないかという御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、入学準備金の支給につきましては、現在、就学援助制度に該当する小中学校の新1年生の児童・生徒に対して、入学直後に案内をして、対象者には1学期終了後に新入学児童生徒学用品費用として支給されております。

現在の要綱では、平群町に住所を有し、公立の小中学校に在学している児童・ 生徒であることが条件となっていることから、入学前の児童に対して支給する ことは困難と考えております。

また、就学援助の判定基準として、前年中の所得が生活保護基準の1.3倍 以内であるということが条件となっており、所得調査を6月に審査をする手順 となっておりますことや、会計年度等の諸課題があるため、今後の検討課題と させていただきたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長

植田君。

○ 6 番

幾つか再質問させていただきます。

生活保護法に規定する要保護者に対しては、平群町でも3月に入学準備金が支給をされています。私はそれなのに、なぜ要保護に準ずる準要保護は入学後、8月初旬にしか支給されないのか。経済的に困窮しているにもかかわらず、立てかえ払いをしなければならないのかということで、今回この質問をさせていただきました。子どもたちの学習権を保障していく観点からも、入学前に要保護者と同じ時期に、準要保護者にも支給できるよう、私は改善すべきだと思います。

この問題では、全国でいろんなところで取り組まれているんですが、福岡市のほうで進んでいるので調べさせてもらったら、小中学校の入学準備金を支給できるように、福岡市では支給要件の対象を、平群町が持っている以上にですね、市民税の減免を受けているとか国民年金や、あるいは国保料の全額減免、あるいは児童扶養手当の受給など、受給要件の対象を平群町よりかなり幅広く持っているわけですね。これは、やはり準要保護の世帯というのは経済的に大変だと。特に入学の時期というのは、もろもろいろんなお金がかかるわけですから、そのときに間に合うように、それまでに間に合うようにということで、こういうさまざまな要件の中で支給できる状況をつくっていると思うんです。そういう意味では、本当にこの入学準備金がその意味合い、内容が十分生かさ

れるときに、必要な時期にきちっと給付される、支給されるというのが私は前 提だと思うんですね。

検討したいということなんですけれどもね、そういう中で平群町の要綱を見 たときに、所得の決定が6月ごろだというふうに課長はおっしゃったんやけど、 準要保護者の対象者として、要綱の第3条(2)のアの(イ)というところで ね、前年度または当該年度において、地方税法第295条1項に基づく町民税 が非課税であることとされています。こういうのがあるんですね、見たときに。 だから、29年度にその制度を受けようと思ったら、28年度に町民税が非課 税であるという措置をされているということなんですね。じゃあ、平群町の場 合、いずれかの措置を受けた者となってるんですね、前年度または当該年度に おいて。29年度にその制度を受けようと思ったら、前年度って28年度です。 28年度のときに、実際に住民税非課税の措置を受けた者ということは、28 年のときに住民税を払っていないという状況がわかればいいわけですよ。それ を決定するのは前年度、多分27年度の所得をもとに決定をすると思うんです ね、28年度は払わなくていいという。それが大体6月から7月ごろに決定さ れるわけですから、私はそれでも十分対応できると思うんですよ。ある意味ど うすれば、平群町に住む子どもたちが経済的な不安の中で入学を迎えることを、 一助ですけれども、回避していく方法をとるのかどうかというね、これも私は 行政側の姿勢にあると思います。

王寺町は来年度、29年度から、これを入学前に支給するということを、議会でそういう答弁をされたみたいです。上牧町も現在その方向で検討をしておられるということも聞きました。三郷町も、来年度かどうかはわかりませんが、早急にそういうことを検討していく旨の答弁がなされたように聞いています。そういう意味ではね、子どもたちが本当に安心して新しい中学、あるいは小学校に入学していけることをどう保証するのかということが私は行政の責任だと思うんですが、そういう今さまざまなことも言わせていただきましたが、そういう観点から、これ、要綱で平群の場合は定めておられるわけですよね。最初、課長おっしゃったように、対象者のところに小学校または中学校に在学してる者というふうに書いてあります。だけど、福岡なんかを見ますと、小学校、中学校に入学予定の予定者に対してきちっと、予定者もその対象ですよということで、学校の入学説明会のときも入ってからじゃなくてね、入学説明会のときに保護者に全部配ってはるわけですよ。

上牧町はちらっとお聞きしたら、上牧町は平群町と同じく前年度所得で見てはるみたいです。そのまま行くみたいですが、支給した後、もしそれが所得が確定したときにそれから外れる場合は、返還をお願いするというふうなことも

ちらっとお聞きして、まだこれは決定ではありませんが、そういうこともおっしゃっているようです。

だけど、私はいかに必要な時期に必要な制度を使って、入学準備金を子ども たちのために使えるようにするのかという、その立場をね、やっぱり平群町と して持ってほしいんです。近隣がそういうふうに少しずつ変化をしている中で ですね、再度この件について御答弁をいただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、他市町村の例も含めて御紹介いただきましたけども、この問題につきましては、御承知のとおり、子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが平成25年にできてます。そこで就学援助のことはこう書かれてます。「経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し実施すべきものであることにかんがみ、市町村の教育委員会は、この制度の趣旨の徹底を図るとともに、保護者に対しては広報等を通じ、この制度の趣旨及び申請手続について、周知徹底を図ること。」ということで、趣旨、目的があります。認定に当たりましては、その者の経済的状況を適切、厳粛に把握して行うこと。またさらに、認定及び支給が公正かつ遺漏なく行われるように特に留意することということになっています。したがいまして、この原則に基づいて、今平群町のほうでは要綱を設置してやってる、そういうつもりを持ってやってます。

ただ、議員おっしゃるように、機に応じた支給というか、入学をこれからするときに、お金が要るときに支給できないというのは、確かにおっしゃるとおりというふうにも思いますんで、また他市町村の例なんかもいろいろ御紹介いただきました。教育委員会としましては、今現在の要綱の中でも、少しでも早く、3月というわけにはいかないですけども、今は大体8月の末か9月ぐらいですけども、それをもう少し早めて支給するということは、事務のことの中では可能かもわからないかなというふうに思いますし、また3月に支給できる方法が何か、先ほど申し上げました経済的状況を適切に把握しながら、公平・公正に支給できる、そういう仕組みの中で、可能であれば実施していきたいと。費用、いわゆる支出額そのものは変わらないわけですから、会計年度の問題とかいろいろあるんですけども、その辺については可能な限り調査研究をしてまいりたいというふうに思います。

○議長

植田君。

○ 6 番

これによって大幅に就学援助の費用がふえるとかということではないわけでしょう。大体100人前後かな、今受けてる方が。年度によって多少異なるんですけども。そのうちの入学にかかる子どもたちというのは、年間15人から20人以内ぐらいだと思うんです。単純に人数を割ればですよ。その子どもたちが、やはり少しでも安心して入学できるための準備金ですから、そこはですね、やっぱりそれに見合う支給の仕方を考えてほしいし、必要であれば、私は要綱の見直しをしてもええと思います。今の中でできることしか考えないんじゃなくて、それに見合う要綱の見直しも、私は含めてやるべきだと思うんですけれども、この点について、町長はどのようにお考えですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほども申し上げましたように、全面否定をしてるわけやなしに、他市町村の例なんかも十分に調査研究をさせていただいて、ルールの見直しなんていうのをできることであればやっていけばいいかなというふうに思います。そうなれば、当然要綱の改正も必要ですし、そういうことになると思います。

○議長

植田君。

○ 6 番

これを最後にします。少なくとも入学準備金ですから、入学前に必要な人たちにきちっと支給できるような対応を、平群町としてはとるべきだということは言わせていただきまして、この件については以上で結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の東山駅にエレベーター設置における9月議会以降 の経過と現時点での状況についてお答えをさせていただきます。

まず現在、近鉄東山駅エレベーター設置に向けて、近畿日本鉄道、生駒市と協議を重ねてまいりました。近鉄の事業計画ではですね、東山駅は平成31年、32年度の実施予定ということでなっておりましたが、協議を重ねる中で事業主体であります近鉄の事業計画によりますと、東山駅は平成29年度、それから30年度実施に向けて、各関係機関と現在調整を図っているということで、近鉄から聞き及んでおります。

エスカレーターの存続に向けての件でございますが、近鉄の計画では、エスカレーターを撤去し、エレベーターを設置するものでございまして、本町といたしましては利用者の利便性が低下することも踏まえて、生駒市とともにエスカレーターを存続した計画を、現在、近畿日本鉄道に両者合わせて要望をしているところであります。

また、生駒市との費用負担等につきましても、議員のほうから御心配いただいておりますが、費用負担につきましても一定町も理解できるよう、現在協議を行っているというところで御答弁させていただきます。

以上です。

○議長

植田君。

○ 6 番

今、経堂理事のほうから非常にうれしい答弁をいただきました。 3月ごろにはですね、生駒線のバリアフリー化の整備についてはですね、先ほどおっしゃったように、東山駅については 3 1年から 3 2年と、生駒線の 4駅の中で最後、4番目にそのように決定したかのようなビラもまかれてましたし、議会でもそのような質問もされていましたが、私は、これ、今回 2 9年、30年となったのは、この間エレベーター設置を求める会の方々がね、本当に暑い日も寒い日も、地域や東山駅等で署名活動されたり、三度にわたる近鉄の交渉を続ける中でですね、その中で近鉄側からも整備計画の年次計画は何も決まっていないという、話し合いの中でそういうことも聞いていましたので、その話も伺っておりました。そういう中で、またこの 4駅のうちで南生駒や一分については、かなり時間を要するということがありましたので、会の方々も本当に何とか一日も早くということで、この間、頑張ってこられたんだと思います。

また、バリアフリー法の中でもですね、乗降客数だけで判断するのではないと。地域の要望が非常に大事だということも書かれていましたので、そういう中でですね、今回の東山駅の目標整備年度がですね、4番目から多分29年から30年となれば、1番目に繰り上がったんだと思います。当然この問題でですね、町当局の御努力、御尽力にも敬意を表したいなと思います。

そこで、ちょっと経堂課長のほうから、この間の協議のことを簡単に触れていただいたんですけれども、この29年、30年ということで、これは3者で合意をしたという、そういう認識でいいのかどうか。生駒市、平群町、近鉄という中で合意をしているのかどうかというのが一つ。

エレベーター設置に当たっては、エスカレーター撤去という問題では、生駒市と連携をとって利便性の観点からも、私は通常使ってる2番ホームには両方

必要だと思っていますし、会の方たちもそれは願っているわけですから、これは引き続き近鉄にも強く要望していただきたいし、また会のほうからもそういう要望で再度伺われると思いますが、これは引き続きエレベータープラス、エスカレーター、1ホームについてはそういう状況で進むようにお願いをしておきたいと思います。

費用負担の問題ですけど、今ちょっと理事のほうからあったんですが、平群 町として納得ができるような負担割合で交渉を進めてると、そういう理解でい いのかどうか、この点について、再度お聞きをしておきたいと思います。

また、東山駅のエレベーター設置にあわせて、東山駅、その他の施設、トイレだとか、そういうところもバリアフリー法の関係でやらはるんやったら、近鉄はそこら辺は、いわばそつなくやらはるとは思うんですけども、何かほかの整備で聞いてはることがあれば、お聞きをしておきたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

4点にわたって再質問の御答弁をさせていただきます。

3者で合意をしてるのかという件につきましては、生駒市、当然、事業主体は近鉄でございますので、あとフォロー的にはですね、地方自治体が近鉄の事業者に対してのフォローをしていくというところで、3者の合意の中でこれは決まったということで、再度、御答弁申し上げます。

それから、エスカレーターの存続ということで、特に2番ホームのエスカレーター、現在2番ホームが利用が一番大きいというところもありましてですね、そこのエスカレーターの件で現在協議してるということで、1番ホームにつきましては、1日7本程度の利用ということで、エスカレーターは恐らく撤去されていくだろうと思いますが、認識としてはそういう認識を持っていますが、2番ホームにつきましてのエスカレーターの存続について、生駒市と近鉄にそういった計画、もう一度計画を見直してほしいということで、今現在、要望しているということでよろしくお願いいたします。

それから、負担割合についてでございますが、先ほど答弁申しましたように、 本町が一定理解できる内容で合意できるだろうというふうに思っておりますの で、その方向で現在進めているということでよろしくお願いします。

それから、最後にですね、他のバリアフリーの工事があるのかということで ございますが、これにつきましては、内方線つきの点字ブロックの設置であり ますとか多機能トイレ、これは車椅子、あるいはオストメイト、子ども連れの 方もできる、多機能トイレというのはそういうことだろうというふうに思いま すので、機能的には。そういうこと、それから券売機の一部改良、車椅子が通れるように改良工事と。それから誘導チャイムとか、あとは視覚障がい者用の 移動支援による案内板の設置ということも聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○議長

植田君。

○ 6 番

ありがとうございます。3者できちっと、この年度的なものには合意ができ ているということでした。

それと、1番ホームですね、理事もおっしゃったように、1日に朝の7便しか、そこがエスカレーターを撤去するだけですか。そのかわりにエレベーターが設置とかそういうことはない、撤去だけしか聞いてなかったんで、何もなくなるんかなと思ったけど、その点だけもう一つね。かわりにエレベーターがつくのかどうかということでね。それと、あとトイレとか点字ブロックだとか、いろんなところで、この法律に基づいた整備がされるということですので、その1点だけ、確認だけとらせてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

1番ホームにつきましてはですね、エスカレーターを撤去するとなれば、エレベーターが設置されるということでございますが、今現在、総合的に東山駅のバリアフリーについて、再度、近鉄といろんな形で協議をしておりますので、決まり次第また御報告もさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

植田君。

○ 6 番

ありがとうございます。本当に待ち望まれていました東山駅のエレベーターの設置です。そういう意味では、来年、設計、再来年、工事ということになると思いますが、そういう意味では、30年度のできるだけ早い時期に、3月末ぎりぎりにできるんではなくて、早い時期にやはりエレベーターが東山駅に設置されるよう、今後とも行政として御尽力いただきたいなというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号6番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。 山口君。

○7 番

きょう最後ですので、最後までよろしくお願いします。 4 点にわたって質問 の通告をしています。通告に基づいて一般質問を行います。

まず1点目です。農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善を。

この問題については、6月議会、9月議会でも取り上げた問題です。椹原地域の農地への建設廃材や土砂搬入についての質問です。この問題について、この間の町当局の答弁は非常に曖昧であり、問題解決に向けた姿勢に疑問を持っています。同時に、この問題はこの農地だけでなく町全体にもかかわる問題です。そのことからも、早急な解決と明快で法に基づいた真摯な答弁を求めます。

まず、この問題での1点目は、椹原651番と323番の農地の現状について、法律に違反しているのかどうか、町長の見解を明らかにしてください。もちろんこの間の議論で、法に違反していることは明確ですが、改めて違反しているのなら、どの法律のどの部分に抵触するのか。また、どのような罰則があるのか、詳しく説明してください。

次に、この農地への土砂等の搬入は違法であり、それをただして原状回復を させる必要があります。ことし4月に県の担当課が調査に入り、行為者に対し て指導しているとのことですが、私の9月議会での質問以降、どのような指導 がなされたのか、具体的に説明してください。

次に、この問題の解決となる原状回復について、誰がそれを行うのかが問題になります。当然、土砂等を搬入した者が罰を受け、原状回復や損害賠償などの責任を負うわけです。ところが、9月議会での町の答弁は、この問題の農地については、土砂等を搬入した行為者と農地の「土地所有者の合意があった可能性も考えられ、合意があったと判断された場合は、農地法5条違反となり、行為者と土地所有者ともに原状回復義務の必要がある」とのことでした。

そこで、まずこの2筆の農地の所有権と利用権について確認します。この間の町の答弁では、平成24年5月での町の指導に対して、行為者が「椹原651番の所有者から、323番も含め取得した」と説明したということでした。しかし、行為者には農地を取得する資格がないことから、取得したとの言い分が虚偽であることは調べればすぐわかることです。抵当権が設定されていようが、代物弁済契約書があろうが、このことは同じです。所有者は紛れもなく行

為者ではないということです。町の言う「所有権の問題」などないということ になります。町長の見解を求めます。

次に、土砂搬入について、行為者と所有者の合意があったかどうかについて、 椹原 6 5 1 番は所有者が亡くなられていることもあり不明ですが、3 2 3 番に ついては、6 月議会、9 月議会でも指摘したように、土砂等が搬入され出した 平成 2 6 年 2 月から町の担当課や地元の農業委員に「土砂を入れられて困って いる」と訴えていたことから、合意がなかったことは明らかです。町が答弁で 合意があった可能性の根拠にしている代物弁済契約書についても、所有者は行 為者と平成 2 7 年 1 月に代物弁済契約書を交わしていますが、この契約書はこ の土地が非農地に地目変更された場合に所有権を移転するというものであり、 土砂等を搬入することに合意したものでないことは明らかです。この点につい て、町長の見解を求めます。

次に、椹原323番の農地に土砂等が搬入された責任についてです。もちろん行為者に一番の責任がありますが、この間の経過を見れば、適正な指導を怠った町にも大いに責任があります。ところが、6月議会で町は、椹原651番の土砂搬入を把握した平成24年から「結果的には何もできていなかった。深くおわびします」と答弁しました。また、9月議会では、行為者に「指導が聞き入れられず、土砂等が拡大したことはまことに残念に感じております」との答弁でした。この「残念に感じます」との答弁には、この問題を人ごとであり、町自身の責任を逃れようとするもので許しがたいものです。このことは24年から問題を把握しながら、中途半端な指導で放置し、平成26年2月からは323番の所有者が不法投棄の是正を訴えたにもかかわらず、所管の農業委員会や県にも報告せず、指導を放棄していたことからも明白です。今後このような事態を引き起こさないためにも、町は責任を認めるべきであります。町長の所見を伺います。

大きい2点目は、ゆめさとこども園南側歩道の国道までの延長ということです。

ゆめさとこども園の開設から1年8カ月となりましたが、園周辺の安全対策にはさまざまな問題があります。その中で、通園や園児の散歩などの安全に欠かせない園南側の歩道について、国道168号の歩道橋まで早急に延長することが求められます。

そこで、1、ゆめさとこども園建設時に、国道まで延長しなかったのはどう してでしょうか。

二つ目は、国道までの歩道を延長するには、歩道橋から東への延長する部分に民間企業の建物等の工作物がありますが、この延長部分は町有地と聞いてい

ます。そうであれば、時間をかけずに歩道の延長をすべきです。町長の見解を 伺います。

3点目は、この問題にかかわって、住民から情報公開請求がされ、その回答として町長から発行された公文書不在通知書。この通知書の教示文が法律が変わっているにもかかわらず、以前のままで違法だったようですが、どのような対処をされたのでしょうか。

大きい3点目は、椿井地区へのコーナン誘致開発予定地についてであります。 国道168号東側の椿井地区に計画されていたホームセンターコーナンについて、計画が上がってから既に10年前後になりますが、計画が進んでいるようではなく、撤退するとの声も聞こえてきます。市街化区域になったとはいえ、今や広大な農地が雑草等で荒れ果てています。開発するにしろ、またしないにしろ、現状のまま放置することは許されません。

そこで幾つか質問します。

まず1点目、以前、町議会にコーナンの開発計画の説明をされましたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。撤退が正式なものなのか、撤退の場合、その後の利用はどうなるのか明らかにしてください。

2点目は、現状の草類が高く伸びた状態は、予定地内の町道を利用する場合でも、防犯上の問題があり、ごみの投棄や東側の住宅地への虫等による被害なども出ています。また、一時仮置きの土砂も積まれたままになっています。これらの対策はどのようになっているのでしょうか、明らかにしてください。

3点目は、期日を決めた開発計画がないのであれば、農地への原状回復が求められます。町長の所見を伺います。

最後に、大きい4点目、国保税率をめぐる問題について質問します。

国保会計が一昨年の平成26年度、昨年の27年度の2年間で3億円近い赤字となり、昨年度末、現在の実質収支が2,600万円の赤字となりました。これを受けて、町長は先月開催された国保運営協議会、議会文教厚生委員会で国保税を来年度、大幅に増税する意向を表明しました。大幅納税の理由は、歳入が大幅に足りないからというものでした。国保財政が厳しい状況になっていることは決算で明らかです。しかし、だからといって「足りなくなる分は加入者に負担させる」と、総額2億5,000万円、加入者1人当たり4万3,400円、年金収入250万の高齢者2人世帯で9万4,700円、給与収入350万円の4人世帯で21万9,800円、農家などの事業収入300万の4人世帯で26万5,400円もの増税は、国保加入者の暮らしを大きく圧迫するものであり、認められるものではありません。

国保については、11月24日の文教厚生委員会で町長も指摘されたように、

国の制度に基本的な問題があります。具体的には、国庫負担が25%まで引き下げられたことです。これをもとの50%に戻すことが求められます。このことは町村長会や町村議長会などを通じて、政府に強く求めることは必要ですが、今すぐ問題が解決するものではありません。

ではどうすべきか。予防対策などで医療費を抑えることも一つの方法ですが、これもすぐに効果があるものではありませんし、レセプトが都道府県ごとに一体化した現在、県全体での取り組みでないと効果はありません。また、平成30年度から国保制度は県が財政運営の主体となります。このように考えた場合、来年度の国保税については、町が文教厚生委員会に提出した超大幅な増税ではなく、加入者の負担可能な近隣町村とも整合性のとれた料率にし、30年度の新たな制度の動向も見きわめた上で、その後の料率を検討すべきです。町長の見解を求めます。

以上、4点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

山口議員の大きな1番目の農地への産廃・土砂の不法投棄の早期改善についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、どの法律のどの部分に抵触し、どのような罰則があるのかについてですが、農地法については椹原651番と323番について、農地の転用許可を受けずに農地が転用されているため、行為者と土地所有者の合意があれば農地法第5条違反に当たり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となります。また、許可を得ずに建築物を新築した場合は、都市計画法違反に当たり、50万円以下の罰金となり、違法建築物の除去などの行政命令に従わない場合については、建築基準法違反に当たり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となります。

次に、2点目の9月議会以降、どのような指導がなされたのかについてですが、指導については10月4日と11月30日、この2回にわたりまして、奈良県廃棄物対策課、景観・環境総合センター、担い手・農地マネジメント課、建築課と平群町が連携し、立入検査を行い、行為者に対しまして、引き続き建物の撤去や廃棄物らしき堆積物の適正な処理、農地や水路における土砂の撤去を指導いたしました。その際、土砂の一部については、一部撤去されていることを確認しております。また、町単独では、11月7日に同様の指導を行うとともに、週1回のパトロールも実施しております。

次に、3点目の一つ目、所有権の問題についてですが、現在亡くなられてい

る椹原 6 5 1 番の所有者と 3 2 3 番の所有者は、平成元年に複数の土地を交換されております。その両者間における土地の交換のことも含めて、行為者から「椹原 6 5 1 番の所有者から、 3 2 3 番も含めて取得した」という取得経緯がなされたことをもって、それを「所有権の問題」と答弁させていただいたところです。

小さい2番のほうで、行為者と所有者の合意はあったのかについてですが、 土地所有者から提出された現況証明書申請の経過説明書では、代物弁済契約書 を交わされ、その内容について行為者から同様の証言を得たことにより、奈良 県と協議しましたところ、何らかの経緯があったことを確認しており、土地の 利用について合意形成があった可能性も考えられると、9月議会で答弁させて いただきました。土地の所有権や利用については、両者の主張が違うことから、 現段階で合意があったという判断には至っておりません。

次に、4点目の椹原323番の指導を放棄した町の責任についてですが、椹原323番の土地について、平成24年5月に土地所有者からの申し出により、土砂の撤去、外周壁のひずみ、水路の不法占用について指導を行いました。その後、両者の聞き取りをする中で、行為者から取得経緯について説明がなされたため、行為者と土地所有者間で何らかの所有権の問題があったと考えられ、両者間の問題も含め、それの解決に向けた指導を行い、両者間での解決に委ねたところで、指導を放棄したわけでもなく、対応をつけておりました。しかしながら解決に至らず、こちらの指導も聞き入れられず、土砂の搬入が拡大したため、現在も奈良県と合同で指導しているところであります。

町の責任についての御質問ですが、土砂の搬入が拡大したことについては、 土砂を搬入した行為者に責任があり、さらには土砂を搬入させられた土地所有 者にも農地の適正な管理義務がある中で、これまで町は適正に指導を行ってま いりましたが、結果的に解決に至らなかったことについては、遺憾に感じてお ります。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目について御答弁申し上げます。

廃棄物の関係で、奈良県の廃棄物対策課の事務となりますので、県の考えについて確認した内容となります。造成土にコンクリート等を発見したことをもって、廃棄物処理法違反と断定することはできないとの見解を示しております。 以上です。

○議長

山口君。

○ 7 番

この問題は3回目の質問で、何で3回もするかというと、この手の問題はね、本来はすぐ解決してほしいんだけれども、莫大なお金がかかるということもあってなかなか解決しない。だからこそですね、たまにしか質問しないと、いつまでたっても終わらないということになるわけです。

いろいろ今答弁されて、私は非常に不思議で仕方がない。この間の答弁の中身と変わってるのもいっぱいあるんです。ほんで、町のほうも自己矛盾に陥ってるとしか言いようがない。順番にやりますね。

まず、1点目のですね、どの法律に違反してるのか。これははっきりしてます。今回初めて正面から聞いたわけですけれども、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、これは農地法違反もそうですよね。産廃のほうについてはですね、県もコンクリートガラが少しあるからといって言えないって、そう言うんだけども、せやけど、普通、一般常識で考えてね、建設廃材入れられてるわけだから、明らかに産業廃棄物じゃないですか。それを何で県がそう言うのかよくわかんないけど、これはまた県議会で、うちの宮本県会議員のほうに取り上げてもらいますけども、いつまでたってもそんなこと言うわけだ。

ほんで、もう一つ言っておきますけども、この問題は公害調停に入ってますからね。県の公害調停に申し立てが、もう既に先週あたりされてるはずです。 県も正式に受理するということになってます。来年あたりから調停が始まりますから、今まで放置してきたことがね、本当に町の怠慢で放棄してきたことが非常に大きい問題になってきてるんですよ。放棄してきただけじゃないんだ、逆に産廃を入れるのを見て見ぬふりしたというふうに私は思ってますけどもね。順次、1点目はそれでいいですわ。県のほうにそうしたということは言っておきます。

それから、どのような指導をしたかということですけれども、県や町が系統的に指導してるというのは、この4月からですね。そのことについては、一定私も評価します。しかし、ことし4月に県が初めて調査に入ってから、それからでも8カ月になるんですけれども、北側の町道、要するにコミバスも通ってる道から見てですね、軽トラや、それから掘っ立て小屋、それがまだそのまま残ってるんですよ。土砂の高さも、あの道から見た限り、ほとんど変わらない。南側のほうへ、普段、地元の人しか通らない農道だと思いますけれども、そっちへ回ってみると少し変化があります。しかしですね、どう見ても廃棄物処理法に違反してますし、私はそう思いますし、また農地法違反は、これは誰が見

たって歴然であります。もっとスピーディーに解決する必要があると思うんですが、私は指導が非常に生ぬるい、このように感じてます。その点について町の見解を伺います。

それから、(3)の①のほうですけれども、所有権の問題です。この間、町はですね、今言ってる椹原323番と651番の農地に土砂が積まれたことを初めて確認して指導したのが、平成24年5月というのが、この間の一貫した答弁でした。それまで知らなかったということになってるんです、一応ね。実際はどうか知りませんよ。一応この間の答弁ではそうです。この時点で、農地法違反であることは、そんなもん考えるも何も、農地に土が勝手に入ってて、農業委員会に転用の書類も申請も何も出てないわけだから、違反なんかはっきりしてるんですよ。あっこを通ったときだって、誰にだってわかるはずなんです。町の職員の担当者であればですよ。私も通ってましたけど、私は農地と思ってないから、そんなもんかなと思って通ってましたけども。

ですからね、是正する指導をきちんとしておれば、24年5月であってもですよ、今から4年半ほど前ですけど。所有権が曖昧というような答弁を、この間されてるんだけど、さっきも言いましたけど、登記簿で土地の所有者を確認すればね、こんなんすぐわかるじゃないですか。ほんで、前どっかで651番については抵当権が入ってますという答弁もあったんだから、登記簿を見てるわけでしょう。そしたら、初めから農地ってなってんねんから、あんな土積まれてたらおかしいと思わないと変じゃないですか。だから、そこについてもまですね、それをちゃんと確認してないとすればですよ、そういうこともちゃんと確認せずに、違法なことをしてる行為者の証言を一方的に信じて、ほんで所有権に問題があって指導が曖昧になったというような答弁をこの間してますけども、やっぱりこういうふうに見ればね、途中で放棄した、これはもう間違いないことなんですよ。町の言いわけにすぎません。私がここまで言っても、いことなんですよ。町の言いわけにすぎません。私がここまで言っても、にあの2筆について所有権に問題があると考えているのかどうか、再度答弁ください。

それから、行為者と所有者の合意があったのかなかったのか。651番については、所有者の方がもう亡くなられておられますので、確認のしようがありませんけれども、323番については、この間指摘してきたようにはっきりしてるわけです。行為者が椹原651番の所有者から323番も含めて取得したと説明した、これを町は、6月議会か9月議会のときにおっしゃったんですけれども、それは24年5月に指導したときなんですよね。24年5月に指導したときに、そのときにまさに登記簿を見て確認してればですね、323番については何もなかったわけです、24年5月には。

代物弁済契約書の作成は、27年1月です。ただなぜか、契約書には24年1月になってます。本当は27年1月なんです。それは裏づける資料もあるんです。でも、日付は手書きで、あとは全部パソコンで打った文書なんですけれども、日付だけなぜか24年1月14日となってるんです。当事者に確認、また裏づけになる資料を見ると、27年1月14日で、実際に14日か15日で間違いないはずです。それがなぜかそういう日付になってるんです。これも虚偽の日付を書いてるんですね。

このことは別にしてですね、323番の農地に土砂を入れ出した平成26年2月、町はその前からだって、何か航空写真を見て言ってますけども、一部入ってたのかもわかんないですけれども。実際に本人、所有者が気がついたのは、平成26年2月。で、すぐにですね、何とか勝手に土入れられて困ってるからといって、町の担当課と農業委員に言ってるわけです。しかし、町はですね、当事者間の問題だとか何とかいって、私にいえば何もしなかった。

こういうふうに見てくるとね、合意は考えられない、323番についてはね。 この点について、この間の経緯も含めていまだに合意が、まあ、さっきの答弁 ではどちらともいえないような答弁でしたけれども、私はなかったとはっきり すべきだというふうに思いますので、その点を確認します。

それから(4)の指導を放棄した町の責任、ここはもう逃げてばっかりやんかというふうに私は思うんですよ。何でかというと、最初のころは相当、最初の質問でも言いましたけども、町のほうがきちっと24年に通報があったときに「ちゃんとしてればよかったけれども」ということだったのに、9月議会では「残念」という言葉に変わりました。

そこでね、この責任のところについて、町の答弁も踏まえて、再度質問しますけれども、323番の所有者からの申し出は、平成24年ではなくて26年なんですよね。さっきも言いました26年2月なんです。外周壁のひずみなどの指導が24年5月なんです。このときは323番の所有者は26年2月から町に指導をお願いしてるんで、ここはちょっと違うんじゃないかなという。

また、さっき指導は放棄してないと言ったけども、これはまさにでたらめ答弁でしょう。まず24年5月というのは、近隣の住民から防護壁がゆがんでいて危険と、こういう通報を受けて24年5月に指導したと。そこから2年たって、26年2月に323番の所有者から不法投棄の訴えがあったわけですよ。それも含めて、そこからことし28年4月までは何らしてないじゃないですか。4月から指導へ入ったのも、3月に私が担当課のほうに、これはどういうことなんやという問い合わせもし、そのちょっと前から問い合わせはしてましたけども、正式に2月、3月ぐらいにですね、土砂が入れられてて、あそこは農地

やのにどういうことなんですかというふうに担当課に物を言って、県のほうにも行き、あのときは廃対課、今はいろいろややこしい名前に変わってますけれども、廃棄物の担当課の課長と課長補佐に、宮本議員御一緒に県庁で話をして、それからですよ。ほんで、4月に県のほうが入って、町も一緒に対応するようになったということですから、その辺についてもね、今の答弁は私は虚偽だというふうに思いますけれどもね。

また、両者間での解決に委ねた。両者間の解決に委ねたって、さっきも言ったけれども、法に違反してんのに当事者に委ねてどうするんですか。民事じゃないですよ。行政が入って解決せな、民事で解決しないでしょう、不法に投棄されてるのを。そこも両者間での解決に委ねたけど、だから、これ自体がまず間違ってるんじゃない。だから、農地法を遵守するなら、土砂を搬入する行為自体が違法なんです。それを適法にするのは、その違法をただすのが行政の仕事でしょう。それを怠っていた、もう明らかじゃないですか。

さらに、こちらの指導も聞き入れられずというふうに答弁がありましたけども、それも違うんじゃないですか。なぜなら、323番の所有者の訴えに町は全く動いていない。せやのに、今の答弁だったら、あたかも行政として努力したかのごとく説明するのは、私はおかしいというふうに思います。要するに、言いわけじみた虚偽の答弁をするというのは、私は許せない。この問題は町の怠慢が一番の問題なんですよ。当事者は違法したのははっきりしてます。これはもとの原因です。しかし、その後の対応は町がすぐに対応をきちんとしていれば、こういう問題は起きなかった。そこの反省が全くないんですよ。怠慢と法令遵守をしてない。それを隠そうとする答弁じゃないですか。反省も何もないじゃないですか。6月議会に反省したのが一番まともな答弁だったですよ。だんだん悪くなってるんだ。この一連の答弁について、私は納得できない。もう1回、答弁し直してください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

何点か御質問いただいたんですけども、まず1点目の指導方法については、 ちょっとぬるいんじゃないかということの御質問やったかと思うんですけど も、当初、指導に入ってから4月以降、県と入ってる中で、行為者と話をする のがなかなか進まなかったんですけども、引き続きずっと行っていることによ って、一旦は8月に違法的な建物を撤去、それから10月末ぐらいやったと思 うんですけども、一部土砂のほうを撤去されてます。これもずっと本人さんと 対話する中でどうにか撤去されてきたということなので、前回の9月議会では 期日を切ってということをおっしゃってたんですけども、こちらのほうは、解 決方法については、こちらの対話の中で進めていきたいなと、そのように考え てますので、御理解のほうをお願いします。

合意があったかについての御質問やったと思うんですけども、合意については、こちらのほうは経過説明書とか本人の証言から判断した結果となってます。 最終的にその判断につきましては、本人さん、両者間は食い違うということな ので、こちらが客観的に判断することができないということから、今も判断で きていないというような状況になっています。

ことしの28年4月まで、指摘するまで指導していなかったんじゃないかということやったんですけども、本人さんの当事者間に委ねたということもありまして、その間、平成24年5月、27年6月、27年7月、27年9月、27年10月、323番の所有者については、少なくとも5回以上相談のほうに乗らせてもらってるような状況でございます。

違法なことを当事者間に委ねるのはおかしいのではないかということやったんですけども、県の違法転用を見つけた場合、基本的には県に通報して県の指導にあわせて、町も同じように行うということになってるんですけども、何でもかんでも指導するんじゃなく、そういう話も聞いてたことから、一旦、本人さんの解決で済めばということもありましたので、委ねたというような状況になってます。

最後に、町の指導が聞き入れられなかったということで、それは町の怠慢やったんかなと、そういうことの御質問やったんですけども、一定指導のほうもしている中で、相談も乗る中で、間があいた時期もあるんですけども、町はその間、当事者間の話も聞いてたんで、指導もする中で相談に乗ってたということで、怠慢といいますか、結果的にはこういうような状況で解決に至ってないだけで、指導は続けていたと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

指導してたのにどんどん土がふえるってどういうことさ。そこをまず考えな、誰が素人が見たって、指導してたらとまってるよ。 4月からとまってるでしょう、なぜですか。きちんと指導してるからでしょう、県も入って。じゃあ、その前の、24年のやつはもうええとして、24年から26年までどんなんがあったんか、まだ何も聞いてないけども、資料があんねやったら全部出して、1回。この間、あそこの土地について町が指導を行ったという、職員が行って指

導した、パトロールした、そういうメモを全部時系列で出してください、1回。 将来裁判になるかわからんし、それを出してもらうと私も非常に助かるんです けど。ちょっと出してもらえますか。まだ5年ほどの話やから全部あるでしょ う。

ほんで、今の答弁で一番私がおかしいなと思ったのは、26年2月に、だから323番の所有者の方が相談へ行ってから、何回か、今何月、何月って、7月とか9月とか言ったよね。まあ、行ったんでしょう。でも、その間、土入ってるんだ。ふえてるのよ。町が行って土なんか全然とまってません。何で県にちゃんと通報せえへんかったのよ。私は明確な違反だと思う。町は明確と言わなかったって、違反の可能性が高いと思ってるんだったら、告発だってできるんですよ。警察権力だって入れられるんです、本気やろうと思えば。勝手に土を入れられた人の身になってますか、それ。そこをこの間、ずっと言ってるわけ。だから、生ぬるいって言うんですよ。

町長は、6月議会のときに法令にのっとってと、はっきりおっしゃいました。4月以降、法令にのっとってやってるんだけど、8カ月たって土がどれだけ出ましたか。前から見たら何も変わってません。今、答弁あったように、裏から見れば、さっきも言いましたように、けったいなことやってます。産廃が一番かなんのかして、コンクリ片とかを取り除いてるらしいです。ほんで、その上にきれいなまさ土を入れてます、裏だけです。何を目的なんか、ようわかんないんです。ほんで、言っときますけど、323番の南のもう1人の地権者の土地にまで土が入ってるというふうに、地元の人は言ってますよ。このこともちょっと調べてくださいね。だから、拡大しているんです、被害がどんどん。で、もう同じ話に何回もなるから、これ以上、町は認めへん。私は町長に最後ちゃんと認めて、この間の問題で、私は当事者の所有者の人に謝罪すべきだというふうに思いますけども、町は認めてないから謝罪もされないんでしょうけども。とにかくね、まず651番と323番の間にある水路、この不法占拠は、あの水路については当然、耕口の水利組合が管理してるんだと思うんですければ

とにかくね、ます651番と323番の間にある水路、この不法占拠は、あの水路については当然、椹原の水利組合が管理してるんだと思うんですけれども、この水路についてはきちんとね、普通に上から見てわかるように、今、土管というかパイプを埋めて暗渠になってますから、これが開渠になるようにできるだけ早くする。相当土が入ってますから、それをすぐに出せというのは難しいでしょうけども。だから、水路は下のほうの農地にも影響を与えますから、そこは本当に期限を切ってやっていただきたい。その点、最後1点どうですか。町長でも担当課長でも副町長でも別にいいですけど、答弁お願いします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

再質問にお答えいたします。

水路の件なんですけども、水路は実際には、その上に数メートルの土砂が積まれているという状況になってますので、行為者には当然水路のほうも改善しなさいよということは指導してるんですけども、その上に土砂があるので、先に土砂と周りの建築物、そちらを優先させて、そちらのほうからしていきたいと考えてるところでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

とにかく急いでくださいね。また3月議会で質問することになるけど、もう今度はそんな細かい話じゃなくて、どう解決するのかという話をさせていただきたいというふうに思うんです。ほんで、さっきも言いましたけども、産廃のほうについては、廃棄物処理法については公害調停も出されてますから、県も今まで以上に取り組まざるを得ん状況になってくると思います。町も当然、県だけで行くということはなくて、町のほうにも当然声がかかると思いますのでね、それは担当課はそっちですけども、ちょっと農地の関係ですので、どっちかというと観光産業課のほうが関連が深いですから、ちょっとその点はしっかりやっていただきたい。引き続き質問もし、また窓口でもいろいろ話しすることはあると思いますけれども、この点の早期解決をお願いして、この1件目はこれで結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員御質問の2項目めの1点目、ゆめさとこども園建設時に国道まで歩道を延長しなかったのはどうしてかという御質問についてお答えさせていただきます。

まず、ゆめさとこども園を建設するまでの経緯から申し上げますと、ゆめさとこども園の園地が現在の椿井大字に建設決定されて以後、施設建設に当たっては用地確保や法規制等も含めた諸課題がある中、開園日程に合わせた工程管理を最優先に事業を進めてまいりました。通園の安全対策の検討内容としましては、まず保護者の送迎用駐車場から安全に登園できるための交差点の安全対策や、こども園用地の敷地内に歩道を設置するなどの安全対策を考慮した設計で施工を行ってまいりました。

そうした背景の中、議員御指摘の箇所につきましては、当該用地の現況を見

たとき、すぐに公用地として明確に利用可能なのかの判断が困難な状況がある との判断をしたことと、あわせて隣接との敷地の間に高低差のある水路を挟む こともありまして、歩道延長に至らなかったということでございます。

次に、2点目の歩道橋から東への延長する部分に民間企業の建物等の工作物があるが、町有地と聞いているので時間をかけずに歩道の延長をすべきではという御質問につきましては、法務局の公図をもとにお答えしますと、おおよそ歩道橋の橋桁付近は奈良県の所有地で、その東側は平群町の町有地になっております。

現在の状況に至った経緯につきましては、おおよそ30年以上前からの事案であり、その間の経過も含め過去にさかのぼって慎重に調査している段階であり、今後は隣接の奈良県や町の関係課とも情報共有と協議を行いながら、課題の解決をし、安全な歩道確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点目の③の公文書不在通知書の教示文が、法律が変わっているのにもかか わらず以前のままで違法だったようだが、どのように対応したかについてお答 えいたします。

御指摘の教示文の誤りについてでありますが、平成28年4月1日から行政不服審査法が新しく改正されました。これに基づく条例制定も本町のほうで3月議会でさせていただいたところでありますが、この審査請求できる期間がですね、現行「60日」が「3カ月以内」に改正されております。町の規則の様式は改正済みでありましたが、以前の様式で通知をしてしまったという誤りであります。処分通知をしたままの相手方の方にはですね、担当課よりおわびをして御理解をいただいたというふうに伺っておりますが、教示誤りについて、この場でも深くおわび申し上げたいと思います。今後、再発防止に努めてまいりたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○ 7 番

あそこの歩道については以前ね、郡山土木のほうに行って歩道の下に民間の自動販売機が置いてあったりですね、車が置いてあったり、駐車場になってたもんですから、おかしいんじゃないか、県の土地ではないのかというのを何年か前に共産党の生駒郡の議員団でしたか、宮本県会議員と一緒に行ったんですけれども、そのときは歩道橋の下だけは県の土地で、あとは違うという話だっ

たんで、私もそのときは、じゃあ、民間の土地なのかと、こう思ってたんです。 だから、あんまり疑問に持たなかったんですが、平群町の土地だったというこ とがはっきりしたわけでしょう。今いろいろ経過があって、土地の問題という のは非常にややこしいこともあるから、なかなか難しいんだと思います。

ゆめさとこども園については、町長の意向で非常に急いでつくられたから、 余計そこまで手が回らなかったのかなと。いい悪いは別にして、ただあそこの 道はどう見たって、あの歩道がぽんと切れてですね、ほんで車道のほうへ入っ て歩道橋と国道の歩道に行くというけったいなことになってるんで、これはや っぱり放置するというのはおかしい。

今の答弁だったら、努力するという、30年前からの事案と言うけど、30 年前は、別にあそこに町の施設があったわけじゃなくて畑や田んぼでしたから、 ただあの道をつくるときに、あれは同和対策事業と聞いてますけれども、その ときにいろいろ貸し借りの話とかあるのかなというのは、ある程度推測するん ですけども。でも、町の土地であれば、当然町の土地なんだから引き渡しても らえばいいじゃないですか。その交渉はどうなってるんですか。交渉はやって るんですか。今交渉はやっててもおかしいやろうね。こども園できたころに新 しい小屋ができてるんですよね、建物が、ハウスが。それまでは、ほんまにバ ラックみたいな小さいのが、今は何か何間もあるきれいな新しいものになって ますね。ちょうどあそこが平群町の土地だというふうに思うんですが、勝手に というか、話し合いをしてんのに、向こうというか、その民間企業のほうは勝 手にその建物を建てたわけでしょう。これには抗議したんですか。その点のそ この計画を聞きたい。30年前の経過なんかどうでもええ。要するに、ゆめさ とこども園があそこになったときには解決せなあかん問題だったわけだから、 その後勝手に、ここ一、二年にあんなものを建てられて、それで平群町は黙っ てたんですか。その点どうですか。

ちょっと待って、まだあんねん。それと、こっちの話あるから。

私が言いたいのはね、それはそれで一つ、1点解決したのはいいじゃない。 ほかに出してないのということなんです。別に総務防災課だけじゃなくて、平 群町は公文文書をいっぱい出すじゃないですか、各課。それ全部見直したんで すかと。ほんで、この間、法律変わってんのに書きかえてなかった教示文だけ じゃなしに、そのほかの分も含めて間違ったものはないのか。もし間違ってた やつがあって、それが既に公文書として発行されてないのかどうかと聞いてる んです。発行されてたらどうすんねやという話です。そこまで言うてくれんと あかん。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

30年以上前にさかのぼるというのは、これは南小学校ができて通学路としての歩道橋の関係で、その辺にさかのぼるというふうなことで申し上げました。そういうところからの発端で今現状に至ってますので、それに当然相手もあることですし、相手の方もこれまでいろんな意味で行政への協力もされる、信頼のおける方でもありますんで、十分に慎重に調査をしてということで、この件については、少しおくれておったということになりますけども、ことしの10月17日の第12回の行政戦略会議のほうで町長のほうから、この問題は先送りをせずに、早急に課題の解決をすることということの指示を受けて、その後、関係課、道路行政をやってる都市建設課と歩道を必要としてます教育委員会との両者で調査を今現在進めておって、前向きにできるだけ早く、先ほども申し上げましたように、町長のほうから課題の解決を急ぐことということで取り組んでおるところでございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

山口議員の再質問で、これ以外に教示文を誤って通知したかというところで ございますが、「60日」から「3カ月」に変わったところでの教示文でござい ますが、例えば税の通知分、いわゆる納税通知、それから督促でありますとか、 そういったところでの部分だけでございましてですね、誤った通知については、 この本件の情報公開についてのみということで御答弁申し上げます。

○議長

山口君。

○ 7 番

おかしいで。

先こっちね。では、どういうふうに解決するの。だって、相手はさ、こども園を建ててるときに、わざわざそれまでの古い小屋を潰して新しい倉庫みたいなものを建てたわけでしょう、ここ2年ほどの間に。これって、そんなん初めから町と話しする気なんかあらへんやん。だって、話し合いして町の土地になるか、もしわからんと思ってはんねやったら、そんなもんわざわざ建てないでしょう。撤去するのにまた金かかるやん。ということになればね、町長が早急な解決を指示したと。指示はええわいな。じゃあ、具体的にどういうふうに解決するのか、どういうふうに解決しようと思ってんのか、話し合いで解決できんねやったら、そんで一番ええよ。でも、今言ったように、こども園ができて、

あっこの歩道が必要になるのわかってるときに建ててんねで。話し合いで解決できるわけがないやん、普通に考えたら。そこを言ってる。だから、どうするのか。町長はどうするのかということですよ。町の土地ってはっきりしてるんでしょう、これ見ても。それやったら裁判やったらええということになるやんか。相手がその話し合いでけへんのやったらよ。だって、法にのっとってやるってそういうことでしょう。別にすぐ裁判せんでも、弁護士入れて調停するとか。そういうふうにしないとね、ここがそうかどうか知りませんよ、そら過去に本人が買うたというちゃんとした証拠があんねやったら、また別です。そんなん出てるんやったら別ですよ。それがなくて、もう町の土地に間違いないとなん出てるんやったら別ですよ。それがなくて、もう町の土地に間違いないというふうに町は判断してるんだったら、きちっとした解決の方法をとってくなんの方法をとらんかったら、ずうっとほかでもそんなこと起こってくるんですわ。だから、そこはけじめつけてほしいということで、もう1回答弁、どう解決しようとしてんのか。それは西本課長でもええし、町長に答えてもらってもいいけども。

それと、経堂課長のほうは、もう既に税務の関係で発行してるんだったら、 もらった人に嘘を出したわけやんか、ちゃうの。出してないねんね、それなら いいけど。そこはもう1回答えてください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

どうするのかということですけども、先ほど申し上げましたようなことで、町長の指示に従って粛々とやっていく予定です。現在、先ほども申し上げましたように、古い話も含めてありますので、聞き取りや、それから古い書類を引き出しながら調査をしてます。一定、調査をした上で、相手方さんに一応アプローチをかけて交渉もしていくというふうなことで、先ほど議員述べられましたように、そう簡単な問題ではないというふうに予想してますんで、場合によったら、きちっとした法律による対応措置なんかも含めて、できるだけ何とか話し合いで済めばいいかなというふうに思ってますけども、そこまで含めて、きちっと対応していくようにという指示をもらっております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。ちょっと答弁が間違いではございませんが、ちょっと勘違いが あったようでございますが、この処分はですね、28年4月以降の処分という ことで、その以前は「60日」だったのが、28年4月以降は「3カ月」とい うふうに行政不服審査法が改正されてますので、それにつきましては、納税の通知と処分に対しての不服申し立ての期間ということでございますので、処分については納税通知とか、それは既に改正も行っておりますし、きちっと住民の方には通知もしておりますので。ただ、先ほど申しましたように、情報公開の公文書不在通知書が、この件について誤った教示をしてしまったということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口君。

○ 7 番

とにかく来年3年目で、4月にまた新しい子どもたちも来るわけですし、保護者にとっては初めてあの場所へ行くということになると、今のままではあんまり安全とは言えないので、できるならば4月ぐらい、工事があるからそんなすぐできるわけじゃないですけれども、早期の解決をお願いしたいというふうに思います。

それから、教示文については、この公文書不在通知書だけだということなんで、ほかになければそれでいいんですが、今後もね、別にそこは怠慢とは言いません、忙しいのはわかりますけども、こういう大事な問題ですから、後からこれで通知出したわ、間違ってたわということになったら、それは失格、そのことは効力を失いますからね。その点はきちんとしていただくことをお願いして、この件はそれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな3点目の小さな1点目の進捗状況についてお答えさせていただきます。

平成26年10月に、県への開発許可申請を提出されたまま、いまだに開発許可が出ていないという状況に変わりはありません。町としましても、このような状況が長く続くことは好ましいことではないと認識する中で、本年5月に事業主及び今後の方針を問いただしました。コーナンより撤退するとの明言はありませんでしたが、申請当初より取り巻く環境が大きく変化し、事業を進めていくには苦渋の選択もやむを得ないと、撤退をほのめかす意向を示されました。町としましては、これまでの地権者、地域との関係や今後の対応もあることから、会社側としての正式な決定や必要な手続等を行うよう指導しましたが、現在も状況に変化はありません。

この11月にコーナンの代理人が来庁された際、当該地の土地利用について

新たな事業者の出店意向があり、現在調整中であるとの報告を受けておりますが、これも現時点では事業者側の正式な決定ではありませんので、今後コーナンの正式な撤退、または新たな事業者からの正式な出店計画等がございましたら、その詳細が具体のものであるならば、議会へ改めて報告させていただきたいと考えています。

いずれにいたしましても、国道168号線という幹線道路の沿道機能、立地 条件を生かし、住民の日常生活の利便に供する商業施設等の用途としての土地 利用が図れるよう、町として進めてまいりたいと考えております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、観光産業課から二つ目と三つ目についての御質問にお答えいたします。

まず、二つ目の草類が高く伸びた状態についてですが、平成26年4月に農業委員会から開発許可申請者に対し、農地の適正な保全管理の指導を行い、事業予定地の外周部分について草刈りを実施されてきたところでありますが、現在この状態について、再度、開発許可申請者に確認を行った上、適正な保全管理に向け指導をしていきたいと考えております。

一時仮置きの土砂については、平成27年10月に土砂の一時堆積の届け出が提出され、平成28年10月末で期限切れとなるため、土地所有者に対し是正指導を行い、現在回答を求めているところでございます。

次に、三つ目の開発計画がなければ農地への原状回復が求められるのではについてですが、今後、開発許可申請の取り下げがあれば、農地への原状回復には相当の年数が必要であることから、新たな土地利用計画があるかなどを踏まえまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

まだ撤退を正式に表明してないということですけれども、地元で聞くと撤退を言ってきたというふうに言う人もいれば、コーナンのことは別にして、今、課長から答弁があったように、ほかの事業者が入って開発するという話が出るんですけどもね、まだはっきりしないんですけども、県のほうにも取り下げしてないわけですよね。ただ、あれだけの広い土地を、あれでしょう、農地はやめて開発に入るということで、要するに農作物をつくらなくなって、もう四、

五年になるでしょう。ほったらかしでね、ほんであそこ、中に町道も二つほどあって、主に椿井の人だと思いますけども、通勤通学で通る人もいるわけですよ。そこが草というのか何ていうのかな、もうすごいことになってて、大井手路線にくっついてる住宅の人なんかは虫がいっぱい入ってくるとか、それから道路端にやっぱりごみが捨てられる、こういうことがいろいろ起こってるわけですね。それをやっぱり開発、あすにも土入れるみたいな、整地するみたいなことを言ってから、もう既に四、五年になるというこの間ね、どうなのと。

ほんで、次のこととも関連するんですけれども、そこんところについてはね、また次の事業者が来るかもわからんからいうて、悠長に優しく見守るのかね、私はそれはちょっと違うんじゃないかと思うんです。期限を切ってね、どこが代理で来てるのか知らんけども、コーナン商事でしたっけ、最初の説明があったときは。撤退するなら撤退するってはっきりさせないと、期限を切って。だらだらやるのが一番悪いですわ、これ。地権者にも悪いんじゃないですか。そこんとこは、はっきりさせる必要がある。それはもう1回ですね、県とも協議しながらね、いつまでもほっとくというのはよくないんで、そういうふうに町からも県のほうにきちんと話をすべきだというふうに思いますんで、その点、再度答弁をお願いします。

それから、草が伸びて大変と、観光産業課のほうですけれども、苦情はさっきも言ったようにいろいろ来てます。一刻も早く解決する必要があると。きょうは12月13日ですけれども、あと3週間足らず、2週間ちょっとで新年を迎えるわけですね。せめてね、あの草だけでも、地権者の方には申しわけないけども刈り取る、防犯上も必要です、そのことはね。そういうふうに、さっき言った防犯上もそういうことがあるんで、事故や事件が起きてからでは遅いので、地権者の方しか言うとこないわね、今のところ、コーナンがあそこをということにはならんでしょうから。ぜひですね、草刈りだけでも早目にしてもらうように話を、町としてもお願いする必要があるのではないかということについてはどうでしょうか。

また、一時仮置きについては、これ、ちょうどだから去年の10月から半年がまた伸びて半年、ことしの10月31日に期限が切れたけれども、そのまま放置されてる。それからもう1カ月以上たちました。ほんで、何で土入れたんかなというのがね、普通に考えれば、コーナン開発がそのまま進めば、仮置きの土がそのままあそこの、要するに下の整地の土にできるということだろうと、普通に考えれば誰でも思わね。それがそうはならなかった、誤算なんでしょうけども、でもあのまま放っておくというのも、またいかがなものかと。これも法令遵守でいえば、もう期限過ぎてる。1カ月以上過ぎてて、指導はもちろん

してるんでしょうけど、指導してるけど言うこと聞いてくれへんから、またそのままってやるんですか。同じことばっかりというふうに私は思ってしまうんですが、この点について、私はね、今言ったようなことは多分真実なんだろうけど、本来、一時仮置きというのは一時だから、次へ持っていくところは決まってるわけでしょう、申請を出すときは。だから、一時仮置きの許可を出したわけでしょう、町が。一時仮置きやから、当然、次にどっかで使うという計画があって一時仮置きじゃないんですか。それなしに一時仮置き認めたら、永久仮置きになっちゃう可能性があるじゃないですか。そこんとこはどう考えてんのかな。この問題は平群町は多いからね。

椹原の問題は一時仮置きの許可さえないわけやから、完全に違法ですけれども、一時仮置きの許可とってるわけだから、そこでは違法でないけれども、でも、もう既に期限を過ぎてたら違法状態やわね、今は。じゃあ、どうするんですか、解決の方法あるんですかと。現在回答を求めてるって、そんな1カ月以上たってんのに回答を求めてるというのも、私はどうかなというふうに思うんで、この点、先行きどういうふうにめどをつけるのか、町の考えを聞かせてください。

それから、コーナンが撤退となればですね、次の事業、当然事業者を見てから、今そんな話も出てるみたいですけれども、なかなか難しいですよね。相当広い土地ですから三つぐらいに分けるんなら別ですけれども、あれ全部一体で使おうと思ったら、相当いろんな店を持ってこないとできませんから、早々決まるというふうには思わないんですが。じゃあ、いつまでに決まれば認めるのか、かといって農地に戻すのか。今のところ、あそこは農地ですよね。まだ農地ですよね。だから、農地に戻すのかと。

私はね、地権者が21人と聞いてますけども、21人の地権者の意向を、私は町が調査すべきだと思います。町の責任ではないと言われればそれまでかもわかりませんけども。しかし、地権者の皆さんも被害者です、ある意味ね。これまた、もとに戻すとなったら莫大な金がかかりますし、地代も全然入ってへんのに、何でそんな金だけかけんねんって、こうなりますしね。その辺の民民のことは別にしてですね、私は開発するにしろしないにしろ、地権者の皆さんの意向を町としても一定確認してね、どういう解決方法があるか、町としても取り組んでいくというか、力をかすというか、そういうことが必要であると思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、山口議員のほうからは、期限を切って態度を明確にさせる必要があるのではないかという御質問であったかと思います。当然私どももそう思っております。ただ、事業者には常々態度をはっきりさせてくださいと。これまで口頭で申し入れしているわけですけれども、応じてもらえてなかったということがありますが、きっちりその辺は、また改めて強く事業主のほうへ申し上げていきたいと思います。

また、現在、正式な手続がとられてないということで、まだ申請者ということになりますので、一定農地の草刈り等についても事業主ということで、それも同時に指導していきたいというふうに考えます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

草がかなり伸びているところで防犯上悪いというところなんですけれども、 これにつきましては、かなり防犯上、私が見ても悪いと思ってますので、早期 に要請のほうをしていきたいと考えております。

二つ目の仮置きについても、期限が1カ月過ぎているということなんですけども、一応回答のほうは12月末をもって回答のほうを指導してまして、新たな土地利用計画があるかないかというのも含めて確認をしているところで、もしその期限が長引くようでしたら、早急に仮置きの土砂は撤去してくださいというように指導していく予定です。

あと、農地の回復についてなんですけども、地権者の意向にもよるとは思うんですけども、実際農地の回復はおっしゃったように、費用も年数も3年、4年もかかる場合もあるということがありますんで、その辺の利用計画、あっこを一体的に全体的に利用計画を図れる可能性が高いので、それを考えながら、また答えを考えていきたいなと考えています。

以上です。

○議長

山口君。

○ 7 番

おおむねその答弁で結構なんですけど、いっそのこと文化センター持っていったら。土地広いしね、余裕あり過ぎるぐらい土地広いんちゃう。値段は変わらないんか。これは別な話ですけど。

この件はとりあえずね、やっぱりきちっと町としても、毅然と指導をするということが大事だと思いますので、その点だけお願いしておきます。この件は 結構です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

そしたら、山口議員4点目の国保税率をめぐる問題についての御質問にお答えをいたします。

議員がお述べのように、平成26、27年度の2年間で約3億円の赤字となり、この赤字について基金の取り崩しにより対応してきましたが、平成27年度においては、約2,600万の赤字決算となりました。平成28年度においても、2億円を超える赤字決算となる見込みです。

このことから、平成29年度の国保税の増収を図るべく、国保運営協議会、議会の文教厚生委員会において税率改正案をお示しし、御意見を伺ったところでございます。両会において、大幅な赤字となり、税率の見直しが必要であることは理解するが、増税額が余りにも大きく、国保加入者の生活に与える影響が大き過ぎるとの御意見をいただきました。町としても加入者の負担が大きくなることは十分認識していますが、税率の上げ幅を抑え、医療費に見合った税収を得られなかった場合、赤字の累積がふえ、後世にその負担を強いることになります。

多くの市町村は基金を確保し、国保税の大幅な増税を行わないような体制をとっています。しかしながら、本町はその基金を加入者に還元すべきであるとの強い要望にも応え、減税に踏み切った経緯があり、また現在検討している改正税率では、平成29年度の単年度において赤字を出さないように設定しているものでございます。今回改正でも、平成27、28年度の赤字は残ってしまう状況で、加入者の皆様には負担は大きくなりますが、赤字はできる限り後世に持ち越すべきではないとの考えから、やむを得ないものと考えております。

我々も、どうにか国保税の増税幅を抑えられないかと思うところでございます。制度的に保険税以外の大幅な歳入の増加は見込めないため、歳出の大部分を占める医療費を抑える努力をすることしかないと考えています。医療費の抑制には、医者にかからない体づくりをしていくことが重要になるわけですが、議員もお述べのように、医療費抑制には即効性がなく、県全体での取り組みが必要となることから、来年、再来年にすぐ保険税に反映できるというものではありません。しかし、即効性がないとはいえ、今後のことを考えると重要なことで、現在も健診事業、健康増進事業に力を入れておりますが、引き続きなお一層、健康事業に積極的に取り組んで進めてまいります。

また、今回のことを教訓に大きな増税を行わず、収支バランスをとるため、 税率や基金のあり方について議員のみなさんとも十分協議の上、検討していき たいと考えております。

なお、住民の皆様に国保の財政状況を説明するために、年明け1月に住民説明会を開催する予定をしています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

最後の部分は、平成20年の前の19年度の議論のときに言ってほしかったね。そのときは辰巳課長じゃなかったけども。

わかってるんですよ、言ってることは十分わかる。予防も大事です、大事でないと言ってるわけじゃない。ただ、レセプトが全部1円まで一緒になった段階でね、高額医療にしたって何にしたって、全部ないまぜになってくるわけだから、当然協会けんぽや組合健保、共済も含めてね、そういうところからお金の流れが来るようにだんだんだんだん強まってきて、それは今後どうなるかわからない。

私が一番言いたいのはね、平成30年、再来年に大きく制度が変わって国保はどうなるかわからない。今、平群町だけが何か大変に理事者側の人は思ってるけれども、全国の市町村が大変になるんです。同じような制度でやってるんだもん。所得の高いところは別ですよ、めちゃくちゃ高いところとかね、人口構成もあります。基金が今ほかはいっぱい持ってるからと言うけど、そんなにないんですって。斑鳩は4億円の赤字でしょう。一般会計の財源が豊富でそこから回すというような話も聞きますけども、三郷だって基金を持ってるったって、1億か2億でしょう。そんなん一瞬のうちですよ、県が今度新たな方向で、例えば要るもんを全部市町村に出してもらうんだという方向になればね、どこだって大変になったら、じゃあ、どうなるかといったら国が出てくるんですよ。だってもたないんだもん、どこの自治体も。例えば、市町村にとって一番よかったのは、県が全部やってくれるんだったら、もう何の心配もない。ただ、住民は大変ですよ。要するに、払うのは県に払うだけで、もっと高いものを払わなければならない。

平群町の場合ね、例えば平成20年からずうっと見てみました。財政状況をずうっとね、私なりに検証しました。確かに医療費の伸びは、でこぼこはあるけど、平均でいくと3.二、三%、4%はいってないと思うんです。でも、上がり方は激しい。それは何が原因があるか。やっぱり高齢化でしょう、一つはね。それと、きょう、どこかで出てましたけど、大きい病院が北と南に近隣に二つある。同時に町内にも医療機関がいっぱいできた。それは別に悪いことじ

やないですよ。そういうこともあって、それとね、ちょっともう忘れてるかわかりませんけども、町営診療所がなくなったことも、ある意味、原因にしてるんじやないかなと。これはもっと前、平成20年でしたか、19年でしたか、もうちょっと前かな、1期目のときやからもうちょっと前ですね。町長も議員時代でしたね。盛んに町長は、一生懸命、廃止の方向で話をされてましたけど。それは検証しないとわかりませんが、どこともそうなんですよ。病院自体の経営は大変になってますけども、町内に市営病院とか診療所とか持ってるところはね、そこがサテライトというか、そういうのになるから、結構、医療費むちゃくちゃ上がらない。今、要するに大病院に行ったら高いから、当然医療費は上がってくるんでね、あるんですけれども、たださっきも言ったように、レセプトが全部県内一緒になってきたら、そこの差はあんまり出てこなくなるから大変なんです。

ただね、最初に言いましたけど、この前の文教厚生委員会に出した金額で、今度の住民説明会も、議員のところに入れていただいた案内を見ると、全くあれと一緒の金額で出されてました。 2億5,000万ですよね、総額で。総額で2億5,000万ですから、さっきも言いましたけども、加入者1人4万3,400円ですから、世帯でいえば8万までいかへんかな、7万何ぼになるんかな。それは既に文教厚生委員会へ出てますから言いませんけども、ただ、今、平群町の国保税が相当安いというのは、この間、4年連続の引き下げがあったから。

じゃあ、近隣自治体並みにすればどうなるかという。それでも町のほうは、原課のほうは足らんと言ってるんやけど、例えば生駒市がこの辺では結構高いほうなんですね。生駒市の税率に合わす、あそこも資産割がありませんから、平群と一緒で所得割と均等割と平等割だけですから、それでいくと1億3,50万なんです。それでも私は相当な値上げになると思うんですが。

三郷町と比べると、1億1,800万ほど平群町で上がるんですね。それでも足らんと、こう言ってるわけやけど、私はね、足らんかどうかは案外わかりませんよと。いろんな事情の中で、ほんで国保は前から言ってたように、3月から2月の決算ですから、実際の決算はもっとレセプトの関係もあって後から金が足らん、余るのやりとりがありますから、実際それも全部比べて見らたら、もうちょっと正確な数字出るかもわかりませんけども、大まかに年度ごとに見ても、そんなに大きく変わらないですけども。

20年度の場合は、まだ4月が現制度じゃなくて前制度でしたから、今の制度と比べると、その辺はようけ出るんですが、平群町の場合、今大体、歳入のほうが平均で8,000万ほど足らんのですよ。せやのに、何で昨年度2億近

い赤字になったのか、ちょっと見にくいけども、要するに平成21年から27年までの決算をずうっと並べて平均的に見ると、今の乗率でいくと8,000万足らん。ただ、医療費も上がっていきますから、それは平均をとったとこですよ。だから、私は何ぼ上げても1億円程度というのが、本来、住民が無理して払える金額だと思うんです。だから、町長はことしも赤字になるんだから、ことし2億赤字になったら、今ある赤字と合わせて2億2,600万、来年度2億5,000万上げてとんとんやったら、まだそれでも2億2,600万持って県との新しい制度に行かなあかんから大変だと、こうおっしゃってるんでしよう。これはこれで間違ってない。ここは数字的にはそうやけど、でも医療というのは、そう単純にこの2年間どんどんと赤字になったから、来年もことし以上に赤字になる、ことしも去年以上に赤字になるんだということではないんですよ。もちろん今、半年ぐらいのレセプト来てますから、それを読み取ればある程度出てくるんでしょうけども、また悪なる場合もあるんでしょうけどもね。

ただ、一番考えなあかんのは住民の暮らし。そこで見るならば、幾ら上げて も平成20年度、あの1億2,000万上げたときの水準までですよ。それが 今の三郷町の料率と大体一緒、生駒の料率はそれよりまたちょっと高いですけ ども、大体それで一緒ぐらいの金額になるんです。

ただ、平群町の住民の加入者の所得が減ってますから、同じ率にしても入ってくる金は少ないんです。これはしゃあないわね。住民の懐がそれだけさみしなってるんだから、なぜか知りませんけど。まあ、全国的にでしょうけどもね。だから、そういうことを考えて私はやってほしいんで、2億5,000万に固執するというのは、私は断然間違ってる。

ほんで、一般会計へ入れるのかどうか、これは町長の政治判断です。本来、足らん分を全部入れるというわけじゃなくて、ちょっとぐらいは何とかなるように、最後、それは30年度のときに考えたらええと思うんですよ。県の方針がはっきり決まった段階で、30年度から後のシミュレーションもしていく。国のほうの方針も、始まった途端全国の市町村から国のほうにいろんな要望がばーっと上がってまた変わるかもわかりませんので、その辺も踏まえて2億5,000万などと、平均でいえば普通の人たちが20万近くも上がる人がいっぱい出るようなね、そんな値上げの仕方をね、私どもが以前出したへぐり民報の号外で見ても、あれは国保運協のときでしたから、3億の値上げでしたけども、町長には失礼やけど、町長の今の年収で、協会けんぽ、共済健保と一緒の率やというんで、それで計算して出しましたけど、それと見たって、いかに今度の値上げで出てくる国保税の額が異常なものかというのは、私は明らかになると

思うんですよ。だから、そこはね、ちょっとしっかり考えていただきたい。多分、回答は出ないからもう答弁は結構です。これは私、今回ほんまは12月議会で議案が出て、そこでちょうちょうはっしというふうに思ってたのが、町長が住民の声も受けて一旦引かれたんで、ただ1月15日、22日の住民説明会を待って、その後じゃなくて、この議会でもやっぱり国保税増税の問題はね、しっかり住民の皆さんに町の今の答弁はそのまま住民には知らせますけども、それはそうじゃないよというのをね、それでは住民の暮らしが成り立たんよというのは、はっきり言いたいので、そのこともわかってそうするんだという答弁をしたいんであれば、していただいても結構ですけども、なければ私の質問はこれで終わります。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

決して、私たちもこういう大きな増税を望んでるわけじゃございません。ただ、30年度にどうなるかというのは、確かに今の状態ではわかってないことも多々ございましてですね、議員お述べのようにわからへんのにという話やと思います。ただ、赤字をこれ以上生まないような施策というのが大事やと思います。確かに大きい値上げの幅でございますので、御負担は強いると思いますけども、ただこの会計を預かっている者としましてはですね、やはりできる限り、29年度、単年度だけでも黒字にしたいという意向で、現在も考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○ 7 番

いや、それやったら言わな。

足らんかったら全部出せというんで、それで払えん人が続出したら、また赤字になるじゃない。滞納がふえたらまた上げる、その繰り返しになってくるんですよ。限度というもんがあるんですよ。そんなん年収300万で40万も50万も60万もって払えますか。払えないじゃないですか。じゃあ、飯食うのをやめて医療にかかられへん、保険は払うけども、医療にかかるのにはまた3割負担するから、その金ないから払われへんって、こうなるよ。だからね、そこはもうちょっと実際の住民の暮らしを見て考えないと、足らんから仕方ないって、これから青天井でずうっと上げていくっていうわけにもいかんでしょう。当然国の政策として、そんなことにならんようにしてくんのは当たり前じゃな

いですか。そこも見る必要があるから急いで、慌ててこんだけ足らんねんからこんだけ要るねやというようなやり方は、いかがなものかというふうに言ってるんですよ。下げんのはね、それは余ってたら下げたらええねから。まあ、そういうことです。

今度のことはね、僕も1年、2年ちょっと赤字になるのが早過ぎたというふうに思ってますけども、もうなった以上は仕方ないから、その辺はわかるんですけれども、そのことも住民の暮らしをしっかり見て、住民説明会でもいろいろ意見出ると思いますけれども、それに耳を傾けて、3月議会では議会が了承できるような内容で出していただければということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あ す改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは午前9時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時35分)